

# 第2次 伊方町食育推進計画

---

㊦食で育む 元気な伊方



平成30年3月

伊方町



## ◇目次

---

<b>第1章 計画の基本事項</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画期間.....	1
4 計画策定の体制、策定経過.....	2
5 食育を取り巻く現状.....	3
<b>第2章 本町の現状、これからの課題</b> .....	<b>7</b>
1 本町の概況.....	7
2 食育の取り組みの現状.....	11
3 食育に関連する地域保健活動の現状.....	15
4 これからの課題.....	17
<b>第3章 食育推進の方針</b> .....	<b>19</b>
1 食育推進の基本理念.....	19
2 食育推進の重点施策.....	20
3 施策体系.....	21
4 食育推進における役割.....	22
5 計画の進行管理.....	23
<b>第4章 食育推進の施策展開</b> .....	<b>24</b>
<b>施策1 家庭の食育</b> .....	<b>24</b>
1-1 望ましい食習慣と生活リズムの普及.....	25
1-2 郷土の食文化の家庭への普及.....	28
<b>施策2 子どもの食育</b> .....	<b>30</b>
2-1 親子で食への関心を高めるための保育所の食育活動.....	31
2-2 正しい食習慣と生活リズムの実践に向けた学校の食育活動.....	33
<b>施策3 おとなの食育</b> .....	<b>42</b>
3-1 正しい食生活を実践するための支援.....	43
3-2 口腔ケアに関する意識啓発.....	44

3-3	生活習慣病改善と事故防止のための食育の指導	45
施策 4	地域と産業で食育	47
4-1	食や食文化を核とした地域活性化と産業振興	48
4-2	事業者や家庭における食に関する環境への配慮	51
施策 5	みんなで食育	53
5-1	食育への関心、食の信頼を高める取り組みの推進	54
5-2	食育推進の協力・連携体制の充実	55
<b>参考資料</b>		<b>56</b>
1	第2次伊方町食育推進計画策定検討委員会設置要綱	56
2	第2次伊方町食育推進計画策定検討委員会委員名簿	57

(注) 平成 31 年 5 月の改元に備え、平成 34 年に西暦を併記しています。

# 第1章 計画の基本事項



## 1 計画策定の趣旨

- 平成17年7月に「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」ことを目的とする食育基本法が施行され、食育の国民運動がはじまりました。国の食育推進基本計画は平成18年度から第1次計画、平成23年度から第2次計画と続き、平成28年度からは第3次計画がスタートしました。また、愛媛県においても平成29年度から第3次愛媛県食育推進計画を進めています。
- 本町は、平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間とする伊方町食育推進計画（以下、第1次計画という。）を策定し、本町の風土、産業、食文化を活かした「食ではぐくむ 元気ないかた」をキャッチフレーズとする本町独自の食育を推進してきました。
- 第1次計画の計画期間終了を受けて、国及び愛媛県の第3次計画の方向性ととも、本町の取り組みの成果と今後に向けた新たな課題を整理し、町全体で食育をより一層推進するための新たな指針として、第2次伊方町食育推進計画（以下、本計画という。）を策定します。

## 2 計画の位置づけ

- 本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画です。
- 本町においては、第2次伊方町総合計画の実現に向けた保健・福祉分野の個別計画であり、第2次伊方町健康増進計画をはじめ、学校教育、産業振興など計画及び方針との整合性を保ち、かつ、国及び愛媛県の第3次計画との連動を図り、幅広い分野の施策を計画的に推進するものです。

## 3 計画期間

- 計画期間は、平成30年度を初年度に平成34（2022）年度までの5年間とします。
- 計画期間が終了する平成34（2022）年度に次期計画を策定します。
- 社会情勢などの変化によって計画推進に大きな影響が生じる場合、計画期間内でも見直すものとします。

## 4 計画策定の体制、策定経過

### (1) 計画の策定体制

#### ①伊方町

伊方町は決定機関として、伊方町食育推進計画策定検討委員会の提案を尊重し、本計画を決定します。

また、担当課が計画策定全般にわたる事務局機能及び庁内調整を行います。

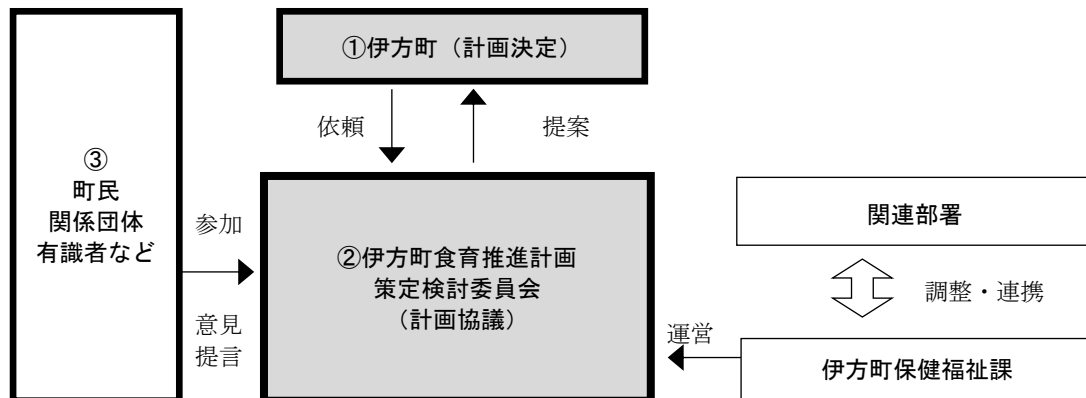
#### ②伊方町食育推進計画策定検討委員会

伊方町食育推進計画策定検討委員会は、町長からの計画策定の依頼を受け、計画の策定体制、策定方法、策定内容、推進方法など、計画全般にわたる検討を行い、町長に計画案を提案します。

#### ③町民、関係団体、有識者など

計画を推進する主体者であり、協力者です。

検討委員会への参加などを通じて、計画全般にわたって積極的な意見を発信していただきます。



※本計画では「食材」を本町の資源・財産と捉えて「食財」と表記しています。

(固有の名称、参考資料の記述は除きます)

## (2) 計画策定の経過

年月日	会議など	主な協議事項
平成 29 年 7 月～10 月	関連データ整理、施策の現状及び課題の取りまとめ	
11 月 9 日	第 1 回 検討委員会	○ 委員委嘱 ○ 計画策定の考え方、今後の取り組みに関する意見交換
12 月～ 平成 30 年 1 月	産業関係団体の意向調査の実施 上記を反映した計画（案）の作成、庁内調整	
3 月 20 日	第 2 回 検討委員会	○ 計画（案）の決定
3 月	計画決定	

# 5 食育を取り巻く現状

## (1) 社会背景

- 食育基本法が制定された平成 17 年以降、我が国は人口減少社会に入り、少子化と高齢化が進んでいます。また、ICT（情報通信技術）の進化、東日本大震災からの復興とエネルギー政策の見直しなど、この間に社会は様々な面で大きく変化しています。
- 日本経済が回復基調をみせ、就業形態やライフスタイルの多様化がますます進む中、食に関しては利便性や簡便性が求められるようになり、外食や調理済み食品の利用も増えてきました。一方で、子どもの相対的貧困が社会問題として顕在化しています。
- こうした中、国の調査（農林水産省「食育に関する意識調査」）によると、子どもや若い世代の朝食欠食率がなかなか下がりません。生活習慣病予防が社会全体の最重要課題ですが、適正体重の維持や減塩などを実践している成人の割合は 7 割程度、栄養バランスに配慮した食生活を実践する成人の割合がやや低下するなど、食育の普及や定着の難しさを物語っています。

(参考) 食育基本法 (抜粋)

(目的)

第1条 国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむこと。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第2条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第5条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第6条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第7条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。



(2) 国の第3次食育推進基本計画の概要

- 国の第3次計画では、食育の推進に向けて5つの重点課題を示しています。

## 「第3次食育推進基本計画」の概要

### 重点課題

〈1〉若い世代を中心とした食育の推進

若い世代自身が取り組む食育の推進、次世代に伝えつなげる食育の推進

〈2〉多様な暮らしを支える食育の推進(新)

様々な家族の状況や生活の多様化に対応し、すべての子供や高齢者などを含め、健全で充実した食生活を実現できるような食経験や共食の機会を提供

〈3〉健康寿命の延伸につながる食育の推進

健康づくりや生活習慣病の予防のための減塩等の推進、メタボリックシンドローム、肥満、やせ・低栄養予防など

〈4〉食の循環や環境を意識した食育の推進(新)

食の生産から消費までの理解、食品ロスの削減等

〈5〉食文化の継承に向けた食育の推進(新)

和食、郷土料理、伝統食材、食事の作法など伝統的な食文化の理解等

### 重点課題に取り組む視点

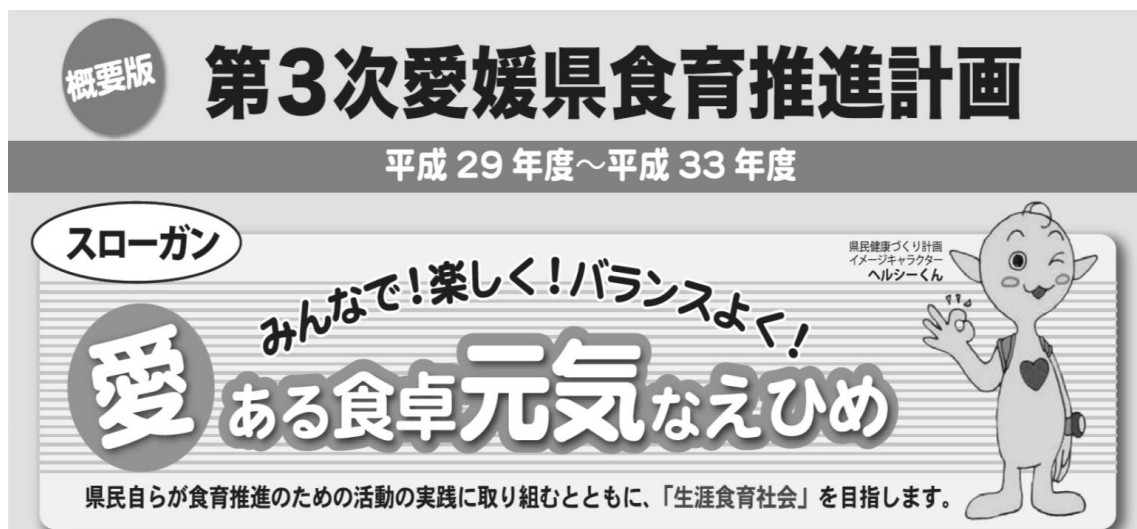
①子供から高齢者まで、生涯を通じた取組を推進

②国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティアなどが主体的かつ多様に連携・協働しながら取組を推進

出典：農林水産省「我が国の食生活の現状と食育の推進～「第3次食育推進基本計画」について～」

### (3) 愛媛県の第3次食育推進計画の概要

- 愛媛県では、高度経済成長による生活水準の向上により、生活に豊かさと便利さがもたらされ、社会の仕組みや生活の価値観にも大きな変化が生じ、核家族化の進行や女性の社会進出による共働き、単身赴任などが増加しました。
- このようなライフスタイルの多様化に伴い、食生活も豊かで便利になった一方で、利便性、簡便性が追及されるようになり、欠食や栄養バランスの偏りが問題視されてきました。また、食事形態も外食や調理済み食品の利用が増えてきました。
- 愛媛県の第3次計画では、第2次計画から継承した「みんなで！楽しく！バランスよく！愛ある食卓元気なえひめ」をスローガンに、食育推進に向けて3つの重点目標を定めています。

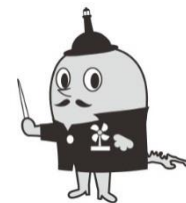


#### 3つの重点目標

- (1) 食を大切にする心の育成(人間形成)
- (2) 心身の健康のための食生活の確立と実践(健康増進)
- (3) 県民運動による食育の推進(地域活性化)

出典：愛媛県「第3次食育推進計画」

## 第2章 本町の現状、これからの課題

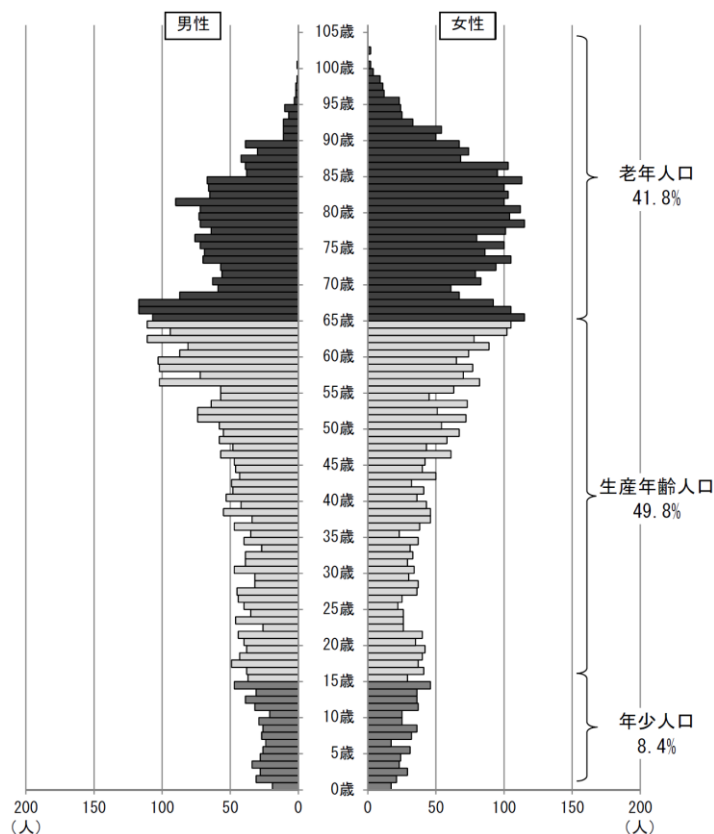


### 1 本町の概況

#### (1) 人口動向

- 第1次計画で想定した通り、本町の人口はゆるやかに減少しており、平成28年からは1万人を下回りました。今後もこの傾向は続くものと予想されています。
- 人口の多い年齢層は、平成27年時点で男性は50歳代後半～60歳代後半、女性は70歳代後半～80歳代前半と60歳代半ばでしたが、高齢化がさらに進むことが予想されます。また、高齢化に伴い、高齢者の夫婦世帯やひとり暮らし高齢者世帯も増えていきます。
- こうした現状と見通し、さらには高血圧や糖尿病などの生活習慣病予防が大きな健康課題である状況を踏まえ、本町では若いうちから栄養バランスのとれた食生活の普及がますます重要になります。また、高齢者世帯の増加を踏まえ、毎日の食事を楽しむことや、口腔ケアの定着も重要になります。

【人口ピラミッド（平成27年）】



出典：伊方町人口ビジョン

## (2) 壮年期の健康状態

- 伊方町国民健康保険の特定健康診査（40～74歳の加入者対象）の結果を平成23年と平成29年で比較すると、肥満（BMI 25以上）の該当割合は男性の60～69歳と70～74歳、女性の60～69歳で若干の減少がみられます。その一方で、40～49歳では男性・女性ともに10ポイント以上の増加になっています。
- 肥満は食生活が大きく影響するものであり、高年期については食生活を含めた生活習慣病予防の働きかけが成果を上げています。男性・女性ともに働き盛りの成年期や壮年期に対して、日常の食生活を見つめ直すよう、より一層、働きかけることが必要と考えられます。

【肥満（BMI 25以上）の該当割合】

	男性			女性		
	H23	H29	増減	H23	H29	増減
40～49歳	31.1%	48.5%	17.4pt	18.4%	37.0%	18.6pt
50～59歳	33.7%	36.7%	3.0pt	21.7%	28.8%	7.1pt
60～69歳	31.4%	30.7%	▲0.7pt	27.2%	24.9%	▲2.3pt
70～74歳	33.9%	32.5%	▲1.4pt	28.9%	32.3%	3.4pt
再) 65～74歳	33.7%	31.3%	▲2.4pt	29.0%	28.0%	▲1.0pt

▲：マイナス（保健福祉課、中央保健センター）

(参考) 第2次伊方町健康増進計画におけるライフステージ区分（年齢は目安）

妊娠期（胎児期）	概ね20歳～40歳	成年期	概ね18歳～39歳
乳幼児期	概ね0歳～5歳	壮年期	概ね40歳～64歳
学齢期・思春期	概ね6歳～17歳	高年期	概ね65歳以上

### (3) 子どもの健康状態

- 肥満の割合を平成23年と平成29年で比較すると、小学生では男子の2年生と6年生、女子の5年生で増加しているものの、それ以外の学年では男子・女子ともに肥満割合が横ばいか減少です。中学生では男子が全学年で増加、女子は全学年で横ばいです。
- やせの割合は、男子・女子ともに全学年で減少しています。

#### 【肥満の該当割合】

		男子			女子		
		H23	H29	増減	H23	H29	増減
小学生	1年	4.3%	0.0%	▲4.3pt	14.3%	4.0%	▲10.3pt
	2年	3.0%	16.0%	13.0pt	7.9%	7.4%	▲0.5pt
	3年	15.8%	16.7%	0.9pt	11.4%	5.6%	▲5.8pt
	4年	17.2%	10.7%	▲6.5pt	10.3%	10.0%	▲0.3pt
	5年	16.0%	4.2%	▲11.8pt	8.7%	13.5%	4.8pt
	6年	5.4%	7.1%	1.7pt	10.3%	8.0%	▲2.3pt
中学生	1年	15.4%	18.5%	3.1pt	12.5%	12.9%	0.4pt
	2年	8.2%	12.9%	4.7pt	13.5%	14.3%	0.8pt
	3年	3.8%	12.9%	9.1pt	13.3%	13.8%	0.5pt

▲：マイナス (学校保健調査)

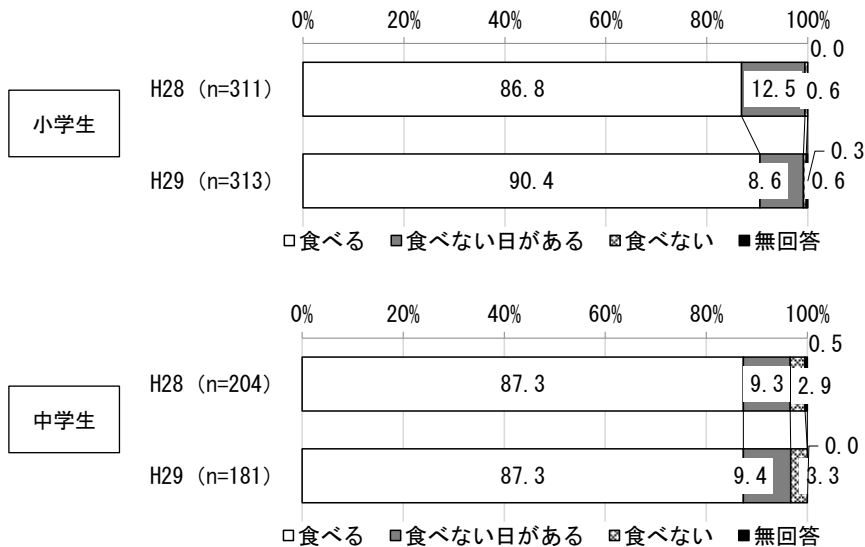
#### 【やせの該当割合】

		男子			女子		
		H23	H29	増減	H23	H29	増減
小学生	1年	4.3%	0.0%	▲4.3pt	25.0%	0.0%	▲25.0pt
	2年	9.1%	0.0%	▲9.1pt	7.9%	0.0%	▲7.9pt
	3年	7.9%	0.0%	▲7.9pt	25.7%	0.0%	▲25.7pt
	4年	10.3%	0.0%	▲10.3pt	20.5%	3.3%	▲17.2pt
	5年	30.0%	4.2%	▲25.8pt	28.3%	0.0%	▲28.3pt
	6年	32.4%	0.0%	▲32.4pt	12.9%	0.0%	▲12.9pt
中学生	1年	25.6%	3.7%	▲21.9pt	20.0%	0.0%	▲20.0pt
	2年	26.5%	3.2%	▲23.3pt	10.8%	2.4%	▲8.4pt
	3年	13.5%	0.0%	▲13.5pt	11.1%	3.4%	▲7.7pt

▲：マイナス (学校保健調査)

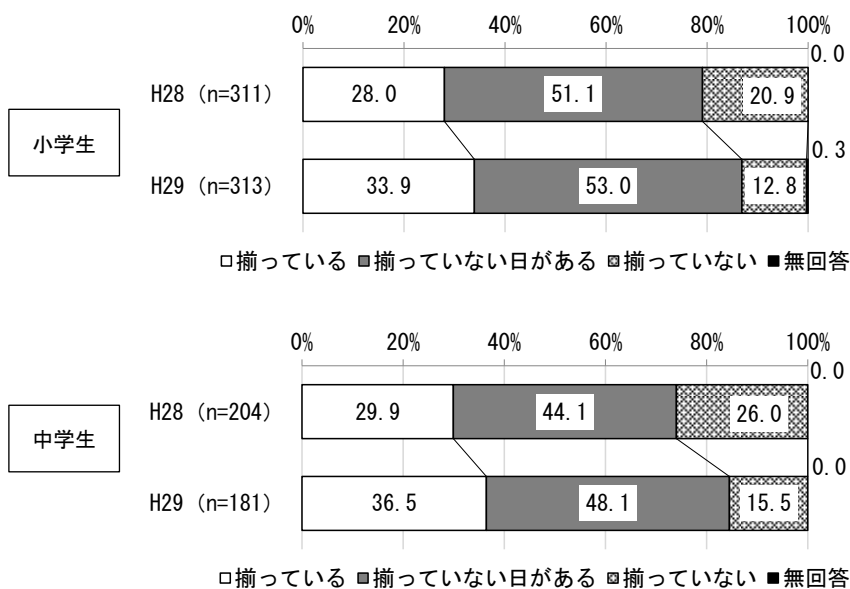
- 朝食の摂取状況（毎日食べる割合）を平成 28 年と平成 29 年で比較すると、小学生は 90% 台に増加し、中学生は 80% 半ばで変化がありません。なお、中学生では朝食を「食べない」として起床時間の遅さの関連性がみられます。

【朝食の摂取状況】 nは回答者数（人）、数値は割合（%）



- 朝食の内容（主食、主菜、副菜が揃っている割合）を平成 28 年と平成 29 年で比較すると、小学生・中学生ともに「揃っている」が増加、「揃っていない」が減少し、改善がみられます。

【朝食に主食、主菜、副菜が揃っている】 nは回答者数（人）、数値は割合（%）



（平成 29 年 6 月 生活リズムアンケート）

## 2 食育の取り組みの現状

### (1) 食育推進施策の進捗

- 第1次計画は3つの基本理念に基づき、町民、地域、企業、関係機関の理解と協力の下、町全体で食育推進に取り組んでいます。

<b>◎第1次計画の基本理念◎</b>
<b>1. 食を通して、心と身体を健康にする</b> <b>1. 食を通して、郷土を好きになる</b> <b>1. 食を通して、地域を活性化する</b>
<b>◎食育推進のキャッチフレーズ◎</b>
<b>食ではぐくむ 元気なかた</b>

- 3つの基本理念に基づく5つの施策の進捗は次の通りです。

#### 施策1 家庭の食育～子どものいる家庭への食育の普及

施策	進捗概要
1-1 望ましい食習慣と生活リズムの普及	
(1) 妊娠期・乳幼児期の栄養指導の実施	○ 個別栄養指導を中心に計画通りに実施した。
(2) 家族一緒に食を楽しむ時間の普及	○ 広報による意識啓発、郷土料理の伝承活動を計画通りに実施した。 ○ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発が不十分である。
(3) 規則正しい生活リズムの普及と「早寝早起き朝ごはん」運動の定着	○ 啓発事業、個別指導を組み合わせ計画通りに実施した。 ○ 平成27年度から妊婦歯科健診を開始した。
1-2 郷土の食を知る機会の拡充	○ 食生活改善推進協議会を中心に伝統的な食文化の普及を計画通りに実施するとともに、新たな取り組みも行った。

## 施策2 子どもの食育～子どもの成長に適した食育の実践

施策	進捗概要
2-1 親子で食への関心を高めるための保育所での食育活動	
(1) 保育児童の食への関心を高める取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所毎で食の体験などを計画通りに実施した。</li> <li>○ 「毎月19日の食育の日」に郷土料理の提供ができていない。</li> </ul>
(2) 保護者の食への関心を高める取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各保育所から保護者に対し、家庭での食育支援と望ましい生活リズムの普及を計画通りに実施した。</li> <li>○ 嗜好調査で把握した食生活の実態を町の食育推進に反映できていない。</li> </ul>
2-2 正しい食習慣と生活リズムを児童生徒自ら実践するための食育活動	
(1) 正しい食習慣と生活リズムを実践する力を身につける食育活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小・中学校で計画的・組織的な食育指導を計画通りに実施した。</li> <li>○ 家庭での健康意識が高まり、児童生徒の生活にも改善がみられる。</li> </ul>
(2) 健康管理と生活習慣病の予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小・中学校で食生活や健康的な生活に関する知識の普及と指導を計画通りに実施した。</li> </ul>
(3) 家庭で食育を推進するための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小・中学校から家庭での食育支援を計画通りに実施した。</li> <li>○ 「噛ミング30(カミングサンマル) (一口目を30回以上噛むこと)」の普及強化がさらに必要である。</li> </ul>
(4) 地元産の食財を積極的に活用した学校給食の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小・中学校の給食において、地元産食財の活用、食育指導を計画通りに実施した。</li> <li>○ 6月、11月、1月の地場産物活用状況調査では全国平均を上回った。</li> </ul>
(5) 食育指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小・中学校の食育指導体制の充実を計画通りに実施した。</li> <li>○ 栄養教諭による専門的な食育指導を所属校以外で実施することが難しい。</li> </ul>

## 施策3 おとなの食育～肥満予防に役立つ食育の普及(成人対象)

施策	進捗概要
3-1 正しい食生活を実践するための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成年期・壮年期を中心に、適正な食生活と生活習慣の普及啓発を計画通りに実施した。</li> </ul>
3-2 食育、口腔ケアに関する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全町民への食育の周知と定着を計画通りに実施した。</li> <li>○ 「食事バランスガイド」の普及活動が十分にできなかった。</li> </ul>
3-3 生活習慣病改善と事故防止のための食育の指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者(65歳以上)を対象に適正な食生活の指導と普及啓発を計画通りに実施した。</li> </ul>



#### 施策4 産業で食育～食を核とした産業の活性化

施策	進捗概要
4-1 食や食文化を核とした産業振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産業分野における食育への取り組み促進を計画通りに実施。食育活動拠点が増加した。</li> <li>○ 企業や団体の事業への具体的な支援がなかなかできない。</li> </ul>
4-2 地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地産地消の普及を計画通りに実施。</li> </ul>
4-3 事業者・家庭における環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭向けへの環境意識の啓発を計画通りに実施した。</li> <li>○ 事業者向けの事業における環境への配慮、エコえひめ農産物認証制度（環境にやさしい農業）の普及はできていない。</li> </ul>

#### 施策5 みんなで食育～全町的な食育推進体制の強化

施策	進捗概要
5-1 食への関心と信頼を高める食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町民への食育意識の啓発を計画通りに実施した。</li> </ul>
5-2 食育推進の連携・協力体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食育推進の体制強化に向けて、概ね計画通りに実施した。</li> <li>○ 食と関連の薄い異業種との連携（コラボレーション）については研究中である。</li> </ul>

#### (2) 指標の評価

○ 第1次計画で設定した目標（指標）の達成度は次の通りです。

#### 理念 食を通して、心と身体を健康にする

重点施策：①正しい食習慣と生活リズムを実践する家庭の増加

②保育所、小・中学校の「食育計画」の策定（毎年度）

③「嚙ミング30（カミングサンマル）」の定着

目標（指標）	達成度
<b>【児童生徒】</b> バランスのとれた朝食を食べる小・中学生の割合の増加（学校食生活調査）	平成28年度      平成29年度 小学生    27.9%      →    33.8% 中学生    29.9%      →    36.5%
保育所の「食育計画」、小・中学校の「食に関する指導の全体計画」の毎年度実績	毎年度策定した。
<b>【成人】</b> 栄養バランスなどに配慮した食生活を実践する割合の増加（伊方町健康アンケート）	いつも実践している、だいたい実践している 平成25年度    73.4% （参考）愛媛県民健康調査 ほとんど実践している 平成27年度    男性58.8%、女性62.8%

**理念 食を通して、郷土を好きになる**

重点施策：①地産地消活動の推進

②郷土食の伝承

目標（指標）	達成度
生産者、消費者、関係団体の情報共有と地産地消活動の中核組織となる「(仮称)伊方の食を楽しむ隊」の設立	○ 「(仮称)伊方の食を楽しむ隊」は設立していないが、伊方町健康づくり推進協議会食生活改善対策専門部会を「食育対策専門部会」に再編強化を図った。
各地区の行事で、本町の郷土料理が提供されるようになる	○ 食生活改善推進協議会の地区伝達活動、公民館事業との連携を進めた。 ○ 各行事で郷土料理の提供が増加した。

**理念 食を通して、地域を活性化する**

重点施策：①多様な関係者が連携・協力するネットワークの構築

②農漁業体験の充実

③町内にある廃校や使用頻度の低い公共施設を新たな食育活動の拠点として整備検討

目標（指標）	達成度
本町の食育活動を推進する核となる「(仮称)伊方の食で人と地域を元気にする会議(食育対策専門部会)」の設置	○ 伊方町健康づくり推進協議会食生活改善対策専門部会を「食育対策専門部会」に再編強化を図った。
町内で実施された農漁業体験イベントの年間実施回数	平成 23 年度 平成 28 年度 3 回 → 5 回
新たな食育活動拠点の整備検討の実行	○ 伊方町観光交流拠点施設「佐田岬はなはな」に調理室設置、二見小学校跡に短期宿泊施設「亀ヶ池物語」が整備され、食育活動の拠点としても活用した。 ○ 伊方町観光交流拠点施設「佐田岬はなはな」、道の駅、亀ヶ池温泉などに直売所が設置され、食育活動の拠点としても活用した。

### 3 食育に関連する地域保健活動の現状

#### (1) 保健・福祉施設

- 地域保健活動を支える地域保健福祉拠点として、3つの生活圏域に保健センターと地域包括支援センターを設置しています。
- 中核的役割を担う中央保健センターには保健師、栄養士、准看護師などの専門職を配置しています。

##### 【保健・福祉施設の現状（平成29年4月現在）】

種別	伊方地域	瀬戸地域	三崎地域	合計
保健センター	1か所	1か所	1か所	3か所
地域包括支援センター	1か所	1か所*	1か所*	3か所

\*瀬戸地域と三崎地域の地域包括支援センターはサブセンター（保健福祉課、中央保健センター）

#### (2) 地域保健・福祉活動組織・団体

- 町民の健康増進を支援する中核組織として「健康づくり推進協議会」を設置し、食育を含めた関係機関との連携協力体制の強化に努めています。
- 保健推進員（町から各地域に委嘱）、食生活改善推進協議会（食生活改善推進員で構成される健康づくりボランティア組織）、民生委員・児童委員（厚生労働大臣が委嘱）と協力し、町民の健康づくり全般を一緒に支援しています。

##### 【地域保健・福祉活動組織・団体の現状（平成29年4月現在）】

組織・団体	人数	活動目的	所管課
食生活改善推進協議会	123人	健康づくりボランティア活動を通して地域に健康づくりの輪を広げる。	中央保健センター
保健推進員	117人	保健事業の協力者として保健推進員を設置し、健康づくり活動の推進を図る。	中央保健センター
民生委員・児童委員	65人	町民の生活状態の適切な把握、要援助者に対する相談・援助・社会福祉事業者などとの連携・支援で、社会奉仕の精神に基づく活動を行う。	保健福祉課

（保健福祉課、中央保健センター）

### (3) 食育に関連する保健事業

- 本町の保健事業のうち食育に関する取り組みは、町民のライフステージ毎（人生の各段階（年代））の傾向を踏まえた栄養・食生活の指導、歯の健康管理を行っています。
- 町民の食育への関心を高めるため、地産地消の推進や食育リーフレットの配布をはじめ、食生活改善推進協議会を中心に、保健推進員、民生委員・児童委員の協力も得ながら、一緒に取り組んでいます。

#### 【食育に関連する保健事業（平成 29 年度）】

健康事業領域 ライフステージ	栄養・食生活	歯の健康
妊娠期（胎児期）／乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別栄養相談、栄養指導</li> <li>・ マタニティ講座</li> <li>・ 離乳食講習会</li> <li>・ 保育所食育教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的な歯科健康診査・歯科保健指導の実施</li> <li>・ 妊婦歯科検診</li> </ul>
学齢期・思春期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小児生活習慣病予防対策事業（親子クッキング教室・集団栄養指導・個別栄養指導）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所や小・中学校での集団歯科保健指導</li> <li>・ フッ素洗口</li> </ul>
成年期／壮年期／高年期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別栄養相談、栄養指導（病態・健康診査事後）</li> <li>・ 糖ダウン教室</li> <li>・ 食育講座</li> <li>・ 栄養学級</li> <li>・ 高齢者サロン食育講座</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康教室</li> <li>・ 高齢者健康教室</li> <li>・ 成人歯科保健指導</li> </ul>
全町民対象 （年齢区分なし）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食生活改善推進協議会活動を活用した食育の推進</li> <li>・ 保健推進員制度を活用した健康づくりの推進</li> <li>・ 健康まつり</li> <li>・ 医療機関と連携した指導の実践</li> <li>・ 食生活に関する普及団体活動の支援</li> <li>・ 地産地消の推進</li> <li>・ 食育リーフレットの配布</li> <li>・ 食生活改善推進員などの養成</li> </ul>	

（保健福祉課、中央保健センター）

## 4 これからの課題

---

(健康増進に関する子ども、家庭の食育)

- 国や愛媛県と同様に少子化が進んでいる本町ですが、平成 20 年～24 年合計特殊出生率 1.70 は県内で 4 番目に高く、国全体 (1.38) や愛媛県 (1.50) を大きく上回るなど、生活環境の向上や子育て支援に長年取り組んできたことに一定の成果が現れています。
- 本町で成長する子ども達が生涯を健康に過ごすための基礎を形成する大切な時期である乳幼児期から学齢期・思春期にかけて、子どものいる家庭に栄養バランスのとれた食習慣や生活リズムを定着させることが、まちづくりにとっても重要な取り組みとなります。
- 子ども達や保護者に働きかけることのできる保育所、小・中学校との連携により、概ね計画通りに実施できました。保育所では「食育計画」、小・中学校では「食に関する指導の全体計画」を毎年度策定しました。こうした活動によってバランスのとれた朝食を食べる小・中学生の割合が増加しており、改善傾向がみられます。
- 今後の課題は、本町においては貴重なデータである家庭での食生活の実態を把握する嗜好調査結果を施策推進に反映すること、学校においては栄養教諭を中核として全体計画策定を継続するとともに、教育活動全体を通して食育を組織的・計画的に推進するために全教職員が連携・協働した食に関する指導体制の充実が必要です。
- また、保育所、小・中学校から、子ども達と家庭における正しい食習慣と生活リズムの実践を積極的に働きかけることが引き続き必要であり、特に「嚙ミング 30 (カミングサンマル)」を合言葉として、家庭での食育意識を高めることが重要といえます。

(健康増進に関する成人の食育)

- 成年期・壮年期・高年期に対しては、広報や防災無線などを活用した適正な食生活と生活習慣に関する情報提供、食に関する新たな講座・教室の開催などにより、食育の周知は概ね計画通りに実施できました。
- 町民の健康課題は、「メタボリックシンドローム」「糖尿病」「高血圧」などの所見率が県内でも特に高く、60 歳代で生活習慣病治療者が増加していることであり、生活習慣病リスクを着実に減らすためには健全な食生活が重要です。平成 25 年度実施の伊方町健康アンケートでは栄養バランスなどに配慮した食生活を実践する成人割合は 73.4%に上りました。これは、回答方法が異なる(町→いつもしている+だいたいしている、県→ほとんどしている)ため、単純に比較できませんが、愛媛県民健康調査(平成 27 年度)の県平均 60.9%を上回っていると考えられます。
- 今後の課題は、栄養バランスを考えた食生活の実践割合が低下しないよう、成年期・壮年期に対し、適正な食生活と生活習慣の定着、口腔ケアの普及を働きかけていくことが引き続き重要になります。
- また、ひとり暮らし高齢者や老老介護世帯を中心に、栄養士、看護師などの訪問による食生活の指導、歯科保健指導の充実、定期的な歯科検診の受診勧奨が必要です。

#### (郷土の食育)

- 地元産食財を使った学校給食、食育の日などの普及、地産地消の拡大が進みました。
- 食生活改善推進協議会を中心に行事などでの郷土料理の提供機会も増え、また、地元産食財を使ったメニューやレシピも開発するなど、「地元の食を愛する」意識が町民に少しずつ浸透しているものと思われます。
- 今後は、家庭、保育所、学校、商店、飲食店、宿泊施設など、町全体で地元産食財や郷土の食文化を活かした地産地消をますます広げていく取り組みが必要です。
- 伊方町観光交流拠点施設「佐田岬はなはな」、亀ヶ池温泉、道の駅などを活用した地元産食財の販売拠点も増えました。
- 訪日観光客も年々増加しており、有名な観光地を訪れるだけでなく、田舎暮らしや自然環境に親しむ旅行者も多くなっています。地元産食財の販売拠点の一層の充実を図り、地元産食財や郷土の食文化を通して、国内外の人に「伊方町」を知ってもらい取り組みも期待されます。

#### (地域活性化の食育)

- 各種物産フェアの開催や出店に向けて事業者との協議、指定管理者の活動支援、伊方町健康づくり推進協議会食生活改善対策専門部会を「食育対策専門部会」に再編するなど、食を通じた地域活性化に向けての関係機関への働きかけや体制強化を計画通りに実施できました。
- その一方、企業などと一緒に食育を核とした事業創出や事業拡大を進めることはなかなか難しいこともわかってきました。
- 食育による地域活性化には産業部門や民間組織との連携が不可欠であり、また、物流システムの高度化による食のグローバル化という時代潮流を活かすことも重要です。
- こうした視点から、食を通じた地域活性化に向けた今後の課題は、産業部門や民間組織との連携をさらに強めていくことです。
- さらに、こうした基盤の下、愛媛県や関係機関と連携して特産品開発やブランド化の一層の推進、佐田岬ツーリズム協会や関係団体と連携して食を核としたツーリズム事業などを進める必要があります。

# 第3章 食育推進の方針



## 1 食育推進の基本理念

- 本町の食育推進の基本的な考え方（理念）は、第1次計画を継承します。

### ◎第2次計画の基本理念◎

- 1. 食を通して、心と身体を健康にする
- 1. 食を通して、郷土を好きになる
- 1. 食を通して、地域を活性化する

### ◎食育推進のキャッチフレーズ◎

**和**食で育む 元気な伊方

和は和食だけでなく、和みのある食の意味を含みます。また、人と人、人と地域、地域と地域、食材と生産・製造などつながっているという意味で和を○で囲みました。

### 食を通して、心と身体を健康にする「健康の食育」

- 食は人が健康に生きるために最も大切な基盤であり、他者と良好な関係を築く力（社会性、コミュニケーション力）を育てます。
- 本町では子どもの頃から家庭で食を通してこの基盤を身につけること、保育所、学校、社会生活を通して正しく食を選択する力を高めることにより、生涯にわたって健全な食生活を実践する人を育てることを目指します。

### 食を通して、郷土を好きになる「郷土の食育」

- 人は食を通してその背景にある風土を想い、古（いにしえ）の智慧に感銘を受け、脈々と受け継がれている人の営みに気づくことができます。
- 本町では家庭、保育所、学校、地域、職場での地産地消を通して食を支える佐田岬半島の自然と伝統を敬愛し、人とのつながりと絆を感じる、郷土を愛する心を育むことを目指します。

### 食を通して、地域を活性化する「地域活性化の食育」

- 食は時代、地域、世代を超えて人を喜ばす大きな力を持っています。本町では食の持つこの無限の力を活かし、農業、水産業、観光、ツーリズム、商工業が食を核に一層連携することにより地域産業の活性化に結びつけ、さらに地域全体の活性化につなげることを目指します。

## 2 食育推進の重点施策

「健康の食育」	
1	家庭及びあらゆる世代への「嚙ミング30（カミングサンマル）」の定着 【1次計画からの継続】
2	家庭での食生活の実態を把握する嗜好調査（保育所）の継続実施と、結果を施策推進に反映する仕組みの構築
3	学校教育活動全体を通じ、全教職員の協力と連携による指導体制の充実
4	成年期、壮年期、高年期に相応しい、適正な食生活と生活習慣の指導、口腔ケアへの働きかけ

「郷土の食育」	
1	町全体で地元産食財や郷土の食文化を活かした地産地消の拡大
2	郷土料理や祭事食の次世代への伝承
3	伊方町観光交流拠点施設「佐田岬はなはな」、短期宿泊施設「亀ヶ池物語」及び亀ヶ池温泉、道の駅、民間の宿泊施設・集客施設における、地元産食財・食品のPR及び販売拠点の充実

「地域活性化の食育」	
1	多様な関係者の連携・協力するネットワーク、特に産業分野とのネットワーク強化 【1次計画からの継続】
2	地元産食財、郷土の食文化を活かした「えひめ農林水産物等ブランド（「愛」あるブランド）認定」「特産品開発支援事業」「特産品のブランド化」の推進 【総合計画、総合戦略に位置づける事業との連動】
3	ツーリズム事業と連動した食を核とした事業の展開



### 3 施策体系

施策 (大分類)	施策 (中分類)	施策 (小分類)	基本理念との関係		
			健康の食育	郷土の食育	地域活性化の食育
施策 1 家庭の食育	1-1 望ましい食習慣と生活リズムの普及	(1) 妊娠期・乳幼児期の栄養指導の実施	●		
		(2) 家族一緒に食を楽しむ時間の普及	●		
		(3) 規則正しい生活リズムの普及と「早寝早起き朝ごはん」運動の定着	●		
	1-2 郷土の食文化の家庭への普及		●		
施策 2 子どもの食育	2-1 親子で食への関心を高めるための保育所の食育活動	(1) 保育所児童の食への関心を高める取り組みの推進	●		
		(2) 保護者の食への関心を高める取り組みの推進	●		
	2-2 正しい食習慣と生活リズムの実践に向けた学校の食育活動	(1) 正しい食習慣と生活リズムを実践する力を身につける食育活動の実施	●		
		(2) 学校給食を活かした食育の推進	●	●	●
		(3) 児童生徒の健康管理と生活習慣病の予防	●		
		(4) 家庭で食育を推進するための支援	●		
	(5) 食育指導体制の充実	●			
施策 3 おとなの食育	3-1 正しい食生活を実践するための支援		●		
	3-2 口腔ケアに関する意識啓発		●		
	3-3 生活習慣病改善と事故防止のための食育の指導		●		
施策 4 地域と産業で食育	4-1 食や食文化を核とした地域活性化と産業振興	(1) 産業振興や交流拡大における食や食文化の一層の活用		●	●
		(2) 地産地消の推進		●	●
	4-2 事業者や家庭における食に関する環境への配慮				●
施策 5 みんなで食育	5-1 食育への関心、食の信頼を高める取り組みの推進		●	●	●
	5-2 食育推進の協力・連携体制の充実		●	●	●

## 4 食育推進における役割

### (1) 各主体の役割

- 食育を町全体に広げ、健康増進や産業振興につなげていくために、町民、地域、団体、企業、関係機関といった皆さんが食育の意義を正しく理解し、主体的かつ積極的に取り組むことが重要です。そのため、各主体に次の役割を期待します。

各主体	役割
個人・家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家族が揃って食事することを通して子ども達がコミュニケーション力、規則正しい生活リズム、朝食を摂る習慣、食に感謝する心を身につけること。</li> <li>○ 親子で一緒にする買い物や料理を通して栄養バランスの大切さを知り、家庭の味を通して地産地消や郷土料理を伝承していくこと。</li> <li>○ 成人の方には、栄養バランスのよい食事を摂ること、歯の健康を保つこと。</li> </ul>
食育関係者・地域団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食生活改善推進協議会、保健推進員、食育グループには、町や県、関係機関と連携しながら、より一層、活発に活動すること。</li> <li>○ 老人クラブ、婦人会、PTA、保護者会、高齢者サロンなど地域活動には、それぞれの活動の中に食育を取り入れること。</li> </ul>
保健・医療・福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療機関、薬局、保健・福祉関係者には、その専門的かつ幅広い知見を活かし、町民に接する機会を通して、食、栄養、健康に関する情報提供や相談などに関する積極的な支援。</li> </ul>
生産者・事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産者及び食関連の事業者には、安全な水産物・農産物の提供、食品の栄養成分表示や安全管理の徹底、食に関する情報提供、健康食品の研究開発などの企業活動を通して、また、体験や交流の活動などの社会貢献活動を通して、食育を推進する原動力となること。</li> <li>○ 事業主（企業）として、従業員の健康管理の一環に食育を取り入れること。</li> </ul>

## (2) 町行政の役割

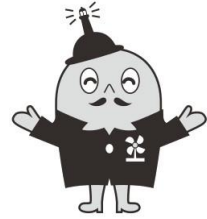
- 食育推進を全体に広げ、町民の健康寿命の延伸、子どもの健やかな成長、そして食による地域活性化を目指し、町行政は次の役割を果たします。

部署	役割
保育所・学校	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 保育所には、保育活動を通して子ども達に食べることの大切さを教え、望ましい食習慣や郷土の食文化をしっかりと伝えること。</li><li>○ 小・中学校、高校には、教育活動を通して児童生徒に食育の大切さを教え、生産者や自然の恵みに感謝する心、望ましい食習慣や郷土の食文化を伝えること。</li><li>○ 給食を通して、郷土料理の継承や地産地消への理解を深めること。</li><li>○ 保育所、小・中学校、高校には、家庭に対し、食育への正しい理解と家庭での実践を支援すること。</li></ul>
給食センター	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 学校給食に郷土料理や地産地消を一層取り入れること。</li><li>○ 食に関する指導と関連づけた活用がされるよう、献立の内容の充実を図ること。</li><li>○ 児童生徒の感謝の心を育むよう、全国学校給食週間における取り組みの充実を図ること。</li></ul>
担当課・関係部署	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 庁内関係部署、保育所、学校、生産者、事業者、関係団体など、それぞれの自主的な取り組みを支援し、かつ、相互に連携させて食育を全町的な運動に広げていくよう、リーダーシップを発揮すること。</li><li>○ 健康増進施策と食育に関する施策を一体的に推進すること。</li></ul>

## 5 計画の進行管理

- 中央保健センターにおいて毎年度、本計画の施策・事業の進捗状況を調査、課題や改善点を検討のうえ、次年度の施策・事業の見直しを行います。
- 施策・事業の見直しの際は、伊方町健康づくり推進協議会「食育対策専門部会」において進捗状況の評価及び改善策を検討します。
- 食育に関する主な施策・事業の進捗状況は、町ホームページや広報などを活用し、本計画が円滑に推進されるよう、広く普及を図ります。
- 国の法改正や社会情勢の変化から新たな取り組みが必要になった場合は、関係する機関と連携して、適宜、実施します。

## 第4章 食育推進の施策展開



### 施策1 家庭の食育

#### ～子どもがいる家庭への食育の普及～

(主に妊娠期及び乳幼児がいる家庭を対象とする取り組み)

家族で食卓を囲むこと（共食）が当たり前であった時代には、毎日の食事を通じて、栄養バランスのよい食習慣を自然と身につけてきました。また、旬の食財や独自の調理方法による郷土の伝統的な食文化に親しんできました。

しかし、核家族やひとり親世帯が増加していく時代にあって、食事の外食化、中食化（なかしょく。弁当や惣菜の持ち帰りによる食事）、こ食化（家族がいても別々に食事を摂る）も進み、家庭での食育がますます難しくなります。

今後は、食育の原点である家庭での食育を家庭や個人の努力のみで行うことが難しいことから、家庭での食育を町全体（地域社会）で推進することが極めて重要です。

中でも、生涯の食習慣の基礎を形成する時期の乳幼児のいる家庭において、家族で食卓を囲むこと（共食）の大切さを見つめ直し、望ましい食習慣と生活リズムの普及と、郷土の食を知る機会の拡充を図ることが引き続き重要になります。

[具体的な取り組み]

1-1 望ましい食習慣と生活リズムの普及

1-2 郷土の食文化の家庭への普及

# 1-1 望ましい食習慣と生活リズムの普及

＜主な担当部署：保健センター、保育所＞

## (1) 妊娠期・乳幼児期の栄養指導の実施

### ◆これまでの取り組みと課題

- 妊娠中の食事や日常生活を見直すために栄養講座を実施しました。
- 離乳食開始の時期に離乳食の調理実習を行う離乳食講習会、月齢に応じた離乳食に関する個別栄養指導を実施しました。
- 幼児健診に発達段階に応じた個別栄養指導を実施しました。
- 健全な食習慣の確立を図るため、妊産婦や、乳幼児期の早い時期から食に関する関心と理解を深めるための取り組みが必要です。

### ◆今後5年間の取り組み

事業	実施概要	事業計画
妊娠中の栄養講座	国の「妊産婦のための食生活指針」を活用し、妊娠中の正しい栄養摂取（食生活）の知識と実践を指導する。	母子健康手帳交付時などの際、対象者全員に実施（毎年度）
離乳食講習会 離乳食、幼児食の個別栄養指導	子どもの健全な発育と正しい食習慣形成のため、国の「授乳・離乳の支援ガイド」などを活用し、離乳食の調理実習を行う離乳食講習の開催、乳幼児の発達段階に応じて離乳食や幼児食の個別栄養指導を実施する。	乳幼児健康診査や乳児相談などの際、対象者全員に実施（毎年度）
子育て支援広場などを活用した食育講座	共食により、保護者の理解と子どもの食べる意欲を育てるため、調理実習やおやつ作りを実施する。	毎年度実施

(参考) 厚生労働省「妊産婦のための食生活指針」

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/02/h0201-3a.html>

(保健センターでも配布しています)

**妊産婦のための食事バランスガイド**  
～あなたの食事は大丈夫？～

**「食事バランスガイド」ってなに？**  
「食事バランスガイド」とは、「妊娠」「授乳」「幼児食」をそれぞれ「妊娠前」「妊娠中」「授乳中」「幼児食」の4つの段階に分けて、それぞれの段階で必要な栄養素の目安を示しています。

**妊婦前、妊婦中、健康なからだづくりを**  
妊娠前、妊娠中、授乳中は、栄養素のバランスが大切です。妊娠前、妊娠中、授乳中は、栄養素のバランスが大切です。

**「主食」を中心に、エネルギーをしっかりと**  
妊娠前、授乳中は、食事のバランスが大切です。妊娠前、授乳中は、食事のバランスが大切です。

**不足しがちなビタミン・ミネラルを、「副食」でたっぷり**  
妊娠前、授乳中は、食事のバランスが大切です。妊娠前、授乳中は、食事のバランスが大切です。

**からだづくりの基礎となる「主食」は適量を**  
妊娠前、授乳中は、食事のバランスが大切です。妊娠前、授乳中は、食事のバランスが大切です。

**牛乳・乳製品などの多様な食品を組み合わせて、カルシウムを十分に**  
妊娠前、授乳中は、食事のバランスが大切です。妊娠前、授乳中は、食事のバランスが大切です。

**母乳育児も、バランスのよい食生活のなかで**  
妊娠前、授乳中は、食事のバランスが大切です。妊娠前、授乳中は、食事のバランスが大切です。

**たばことお酒の害から赤ちゃんを守りましょう**  
妊娠前、授乳中は、食事のバランスが大切です。妊娠前、授乳中は、食事のバランスが大切です。

## (2) 家族一緒に食を楽しむ時間の普及

### ◆これまでの取り組みと課題

- 「食育月間」「食育の日」を、町広報などを通じて町民に周知を図りました。
- 食生活改善推進協議会と連携し、若い世代への食育講座などを開催しました。
- 家族が食卓を囲む「共食」、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和。※用語）の普及に向け、一層の取り組みが必要です。

※ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは、個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成、介護やキャリア形成、地域活動への参加など、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすること。（出典：平成19年6月「子供と家族を応援する日本」重点戦略検討会議）

### ◆今後 5 年間の取り組み

事業	実施概要	事業計画
「食育月間（毎年 6 月）」 「食育の日（毎月 19 日）」 の一層の普及	「食育月間」「食育の日」の普及を通じて、家庭で食の大切さを見直す機会を増やす。 「食育の日（毎月 19 日）」における企業の従業員の就業時間への配慮や、産業団体の地元産食財の提供などの協力を得ながら、町全体で食を通じた家族のコミュニケーション（共食）の普及、地元産食財の周知を図る。	町広報紙への掲載  防災行政無線、食生活改善推進協議会活動による周知  「食育の日（毎月 19 日）」の普及啓発
若い世代への食育の普及	食生活改善推進協議会と連携し、若い世代への食育講座などを開催する。	年 1 回程度（毎年度）

（参考）農林水産省中国四国農政局

「幼児期における食育活動」事例集

<http://www.maff.go.jp/chushi/syokuiku/katudou/jireishuu.html>



### (3) 規則正しい生活リズムの普及と「早寝早起き朝ごはん」運動の定着

#### ◆これまでの取り組みと課題

- 学校では親子クッキング教室、保育所では食育教室などを開催し、生活リズムと食の重要性の啓発を実施しました。
- 保育所、学校、食生活改善推進協議会活動、町広報などを通じ、家庭の「早寝早起き朝ごはん」の実践への働きかけを行いました。
- 幼児の健診や食育講座において「嚙ミング 30 (カミングサンマル) (一口目を 30 回以上嚙むこと)」の啓発を実施しました。
- 口腔ケア普及に向けた歯科保健指導を実施しました。平成 27 年度からは妊婦歯科健診を開始しました。
- 家庭と保育所、学校、地域が連携し、食に関する基本的な知識や望ましい食習慣を身につけるとともに、口腔機能のケアを身につけるための普及啓発が必要です。

#### ◆今後 5 年間の取り組み

事業	実施概要	事業計画
生活リズムの確立と基本的な生活習慣づくりの推進	国の「子どもの生活リズム向上ハンドブック」などを活用し、保育所、学校、職場を通じて、家庭で規則正しい生活リズムと基本的な生活習慣づくりの普及を図る。	学校での親子クッキング教室 保育所での食育教室 (毎年度)
「早寝早起き朝ごはん」運動の一層の普及	「早寝早起き朝ごはんガイド」などを活用し、保育所、学校、地域、団体、産業界と連携して「早寝早起き朝ごはん」運動の実践を働きかけていく。	関係機関への周知 町民への広報 (毎年度)
家庭での「嚙ミング 30」の普及	「嚙ミング 30 (カミングサンマル) (一口目を 30 回以上嚙むこと)」を合言葉に、食べ物をよく嚙んで食べる習慣の一層の定着を図る。	関係機関への周知 町民への広報 (毎年度)
家庭での口腔ケアの普及	家庭で口腔ケアを実践するため、乳幼児と妊産婦に対する定期的な歯科健診、歯科保健指導を推奨する。	対象者全員に周知 (毎年度)

(参考)「早寝早起き朝ごはん」全国協議会 <http://www.hayanehayaoki.jp>

『早寝早起き朝ごはんガイド』



## 1-2 郷土の食文化の家庭への普及

<主な担当部署：保健センター、産業課、公民館>

### ◆これまでの取り組みと課題

- きなはいや伊方まつりで郷土料理を調理し、展示による伝統的な食文化の周知と参加者への配布を行いました。また、地元特産品を入れた炊き込みご飯などを来場者に無料配布しました。
- 公民館事業と連携し、小学生を中心に地区集会所や小学校で食文化普及講座（郷土料理や祭事の料理作り）を開催しました。
- 食生活改善推進協議会で「地元食財を使ったメニュー」「柑橘を使ったレシピ」を新たに作成し、調理実習を実施しました。また、地元産食財を使った料理の地区伝達活動などを実施しました。
- 核家族化や食の多様化により、特色ある食文化が失われないように、地域の食財を活かした郷土料理や祭事食などを地域や次世代へ伝える活動が引き続き必要です。

### ◆今後5年間の取り組み

事業	実施概要	事業計画
伝統的な食文化の家庭への普及	地域、団体、町が分野や団体の垣根を越えた協力の下、地域イベントなどを活用し、本町の伝統的な食文化を家庭に普及する活動を展開する。	地域イベントなどで、郷土料理の情報提供
食文化の継承と創造	食生活改善推進協議会を中心に、各地区の行事や冠婚葬祭などの郷土料理の家庭への普及を図る。 ハマチ、太刀魚、柑橘など、四季折々の旬の地元産食財を活かすレシピ開発を進める。	郷土料理の伝承 レシピ開発の検討
次世代（主に小学生）への食文化の継承	食生活改善推進協議会、公民館活動と連携し、地元産食財を通じた自然の恵みへの感謝の心の育成、食を通じた「伊方の魅力」の再発見に向けて、伝統的な食文化（食べ方、風習、歴史など）を次代に継承する活動を展開する。	小学生の郷土料理や祭事の料理作り（公民館） （毎年度）

柑橘を使って食生活改善推進協議会が創作した「清見ジャムパイ」





(参考) 本町の食や農・漁業に関する祭礼行事、郷土料理

(祭礼行事)

- 実盛様(虫おくり) ○亥の子
- 愛宕様 ○恵比寿祭り ○権現祭り
- 秋まつり ○がぜ祭り ○みんな
- 盆飯 ○高神様 ○松尾神社(杜氏)



(郷土料理)

- じゃこ天**：南予地方沿岸地域に伝わる伝統的な食財。(株)クリエイイト伊方では「じゃこカツ」も製造・販売している。
- さつま**：忙しい仕事の合間にすぐ食べることができ、また、喉越しがよく食べやすいことから食欲がない夏場によく食べられている。何人もの人が一同に食事をするので、来客時にも重宝な料理である。
- 丸寿し**：冠婚葬祭などあらゆる行事の時に作る料理。親から受け継ぎ、各家庭の味がある。アマギ(イボダイ)の他、当地域に水揚げされるサヨリ、カマス、太刀魚などを酢で味づけし、おからを詰める。
- あずま**：南予地方の宴会料理では豆腐が多用されており、その豆腐作りからできるおからの処分法として、また、米の不足分を補うためなどの目的で作られはじめたといわれている。
- フカの湯ざらし**：当地でフカと呼ばれるサメは、体長1m程度の小型のもので、漁師にすれば売り物にならないものだった。そのフカを切り身にして、その名の通り茹でてさらし、これを自家製の辛子味噌「みがらし」をつけて食べるようになったのがはじまりである。
- 鯛めし**：伊方近郊の海では古くから鯛の水揚げがあり、鯛の身を入れた炊き込みご飯が作られていた。鯛の身や骨でだしを取り、ほぐした身を加えて醤油味で炊き込んだもので、ごぼうや人参などを加えてもよい。
- かんころ**：当地では、古くは麦とさつま芋が主食で、特にさつま芋は主要な農産物として栽培され、麦とともに食生活を支えていた。さつま芋は切り干しにして貯蔵されており、この切り干しを仕込んで炊き上げたものが「かんころ」。
- いももち**：さつま芋の切り干しを粉末にしたものを「いもの粉」といい、この「いもの粉」を水で練り、生芋で作ったあんこや黒砂糖を入れて蒸し上げたもの。
- 漁師汁**：漁師たちが朝の漁を終え潮待ちの時や、岩陰や港で船を寄せ合い集まる時などに各人が掛け目にあわない(商品価値のない)魚介類を持ちより、四季折々の野菜で作った汁を「漁師汁」という。メバルやホゴ、カメノテなどを使い、潮の香りがまるごと入った豪快な味噌仕立ての汁。



## 施策2 子どもの食育

### ～子どもの成長に応じた食育の実践～

(主に保育児童、小学生、中学生、高校生を対象とする取り組み)

保育所や学校に通うようになると、保育所や学校での給食が子ども達の健康を支える食事の一端を担うこととなります。

本町の学校給食は、平成29年9月から稼働している伊方町学校給食センターで一元的に行うようになりました。今後は、学校の栄養教諭と保健センターの管理栄養士・栄養士が連携し、保育所と学校における食育を計画的に推進することが求められます。

成長に伴い、子ども達が自ら食事を選択する機会も増え、保育・教育の一環として組織的・継続的に食育を推進し、子ども達に食事を正しく選択する力を身につけさせることが重要になります。そのためには、子どものいる家庭に対して、食育に関する情報発信や食育を学ぶ機会の充実を図ることも大切です。

加えて、生産から消費まで一連の食の循環を理解し、食に対する感謝の念を深めていくこと、世界の食料問題や環境問題を理解すること、伝統的な食文化への関心を高めることなど、食を通じて子ども達が日本や世界に視野を広げることにつながる食育活動を、保育所や学校で実践していくことも必要です。

[具体的な取り組み]

2-1 親子で食への関心を高めるための保育所での食育活動

2-2 正しい食習慣と生活リズムの実践に向けた学校の食育活動

## 2-1 親子で食への関心を高めるための保育所の食育活動

＜主な担当部署：保健センター、保育所＞

### (1) 保育所児童の食への関心を高める取り組みの推進

#### ◆これまでの取り組みと課題

- 各保育所で年間食育計画を毎年度策定し、意欲的に楽しく食べる食育を推進しました。
- 各保育所で、野菜を育て収穫する喜びを感じる食の体験活動を実施しました（野菜の種まき、収穫、食べる）。
- 保育所の給食やおやつに地元産食財を活用しました。
- 「嚙ミング30（カミングサンマル）（一口目を30回以上嚙むこと）」を合言葉に、食べ物をよく嚙んで食べる指導、歯科衛生士による歯みがき教室を行いました。
- 給食やおやつへの地元産食財の一層の活用、行事食や「食育の日」に郷土料理を提供するなど、より一層、本町の食文化への関心を高めるための取り組みが必要です。

#### ◆今後5年間の取り組み

事業	実施概要	事業計画
保育所における食育の計画的な実践	保育所児童自身の健康な生活の基本となる「食を営む力」の育成に向けて、各保育所で「食育計画」を毎年度策定し、目標と計画性を持って食育を推進する。	各保育所で「年間食育計画」策定（毎年度）
食の体験活動の実施	食べることの楽しみ、育て収穫することの喜びを感じる子どもに成長していくため、児童の祖父母などの協力の下、児童自ら野菜を育て、料理し、給食やおやつで食べる体験活動を実施する。	各保育所で継続実施
食への関心を高める取り組みの実施	自然の恵み、食財や調理する人への感謝など、食事を通して食への関心が持てるような指導を行う。 本町の食文化への関心を高めるため、給食やおやつへの地元産食財の活用、行事食や「食育の日」に郷土料理を提供する。	各保育所で指導実施 地元産食財の活用 郷土料理の提供
食べ物をよく嚙んで食べる習慣の定着	食事の際、「嚙ミング30（カミングサンマル）（一口目を30回以上嚙むこと）」の指導を行う。 歯科衛生士による歯みがき教室を実施する。	各保育所で継続実施

## (2) 保護者の食への関心を高める取り組みの推進

### ◆これまでの取り組みと課題

- 各保育所で毎日の給食展示、保護者懇談会や親子試食会、親子クッキング、歯みがき教室を開催しました。
- 各保育所から家庭への情報提供として給食献立表及び給食だよりの毎月配布、「早寝・早起き・朝ごはん」運動のチラシなどを定期的に保護者に配布しました。
- 各保育所で児童の保護者や在宅乳幼児の保護者からの食の相談対応と情報提供を行いました。
- 保護者に対して「嚙ミング 30 (カミングサンマル) (一口目を 30 回以上嚙むこと)」の家庭での実践指導を行いました。
- 各保育所で児童及び家庭の嗜好調査を毎年 5 月頃に実施し、家庭での食生活へのアドバイスに活用しました。
- 今後は、保育所児童のいる家庭の食生活の実態を示す貴重なデータとして嗜好調査結果を精査し、本町の食育施策の改善に活用することが必要です。

### ◆今後 5 年間の取り組み

事業	実施概要	事業計画
家庭における食育への支援	保護者がお互いに食生活の大切さや、栄養・調理の知識を学ぶ機会として、各保育所で保護者懇談会や親子試食会、親子クッキングの開催、毎日の給食展示を実施する。 家庭での「嚙ミング 30 (カミングサンマル) (一口目を 30 回以上嚙むこと)」の普及を図り、家族全員に対し、食べ物をよく嚙んで食べる習慣の定着を図る。	各保育所で継続実施
家庭への情報提供の推進	家庭での望ましい生活リズムの実践に向けて、給食献立表、給食だより、食育だより、「食事バランスガイド」や「早寝・早起き・朝ごはん」運動のチラシなど、各保育所から保護者に食育に関する情報提供を行う。	各保育所で継続実施
食に関する相談対応の実施	各保育所は、地域の食育推進拠点として、児童の保護者、在宅乳幼児の保護者を対象に食に関する相談への対応とアドバイスを行う。	各保育所で継続実施
嗜好調査の実施と活用	児童及び家庭の嗜好調査を毎年実施し、分析結果を家庭での食生活へのアドバイスなどに活用する。 調査結果に基づき、家庭での食生活の実態や経年変化を分析し、本町の食育施策の改善に活用する。	調査の毎年度実施  調査結果の分析及び施策反映の協議実施 (担当課)

## 2-2 正しい食習慣と生活リズムの実践に向けた学校の食育活動

＜主な担当部署：教育委員会＞

### (1) 正しい食習慣と生活リズムを実践する力を身につける食育活動の実施

#### ◆これまでの取り組みと課題

- 各学校において、毎年度「食に関する指導の全体計画」を作成しました。
- 計画に基づき、栄養教諭とのTT授業（チームティーチング。複数教職員によるきめ細かな指導）などを行い、食育の効果的な指導を実施しました。
- 各教科や特別活動で食農教育や農林業体験を実施しました。収穫した野菜や食財を使い、調理実習を実施しました。
- 実施してきた「生活リズムチェック」の内容を平成28年度から町内で統一し、小・中学校で毎月1回実施しました。調査結果から、家庭での健康意識が高まっており、児童生徒の生活リズムに改善もみられました。
- 「嚙ミング30（カミングサンマル）（一口目を30回以上嚙むこと）」の指導と、八幡浜保健所と連携した歯科保健指導を実施しました。
- 高校では平成20～26年度まで八幡浜保健所と連携して食育推進モデル事業を実施（出前講座）した。平成27年度は高校の依頼で町単独で食育推進事業を実施しました。
- 高校卒業後は自宅を離れる生徒が多く、きちんとしたひとり暮らしができるように、栄養のバランスを考えた食事の大切さを伝える必要があります。

#### ◆今後5年間の取り組み

事業	実施概要	事業計画
学校における食育の計画的・組織的な実践	各学校において、「食に関する指導の全体計画」を毎年度作成する。 計画に基づき、教育活動全体を通じて、食育の推進と指導を計画的・組織的に実施する。	各学校で「食に関する指導の全体計画」策定（毎年度）
食に関する体験活動の実施	食の大切さと食への感謝の心の育成に向けて、学級園での野菜の栽培、観察、収穫、調理などの食農教育、地域の生産者団体と連携した農林漁業体験、クッキング教室（調理実習）など、食に関する体験活動を実施する。	各学校で継続実施
食べ物をよく嚙んで食べる習慣の定着	給食やクッキング教室（調理実習）などの際、「嚙ミング30（カミングサンマル）（一口目を30回以上嚙むこと）」の指導を行う。 毎年度、歯科保健指導を実施する。	各学校で継続実施

事業	実施概要	事業計画
定期調査の実施と活用	児童生徒の生活リズムチェックの継続、生活アンケートを定期的実施する。 分析結果を「食に関する指導の全体計画」や、本町の食育施策の改善に活用する。	調査の毎年度実施 分析結果の教育や施策への反映(担当課)
高校における食育の推進	進学や就職で自宅から離れていく生徒に、自活の準備段階として、栄養バランスがとれ、簡単に調理できる「朝食メニュー」の調理実習などを実施する。	<b>食育推進事業</b> 継続実施(毎年度)

(参考) 小学校の食育活動(平成28年度)

学校	事業など	実施内容
活動目的	生活リズムの向上	
九町小学校	基本的な生活習慣の定着のための生活リズムチェック	毎月1回、1週間生活リズムチェックを実施。自己評価し、家庭からもコメントをもらい、生活改善に努めている。
水ヶ浦小学校	生活リズムチェック	毎月1回、1週間、早寝・早起き・朝ごはんなどの生活リズムについて自分でチェックし、生活改善に努めている。
大久小学校	生活をふりかえろう～学習・健康～	毎月1回、1週間生活リズムを実施。自己評価し、家庭と連携しながら生活改善に努めている。
三机小学校	生活リズムチェック	毎月1週間、生活リズムチェックを実施。自己評価を行い、家庭と連携しながら生活改善に努めている。
三崎小学校	生活リズムチェック	毎月1回、1週間「三崎っ子リズムチェック表」を実施した。
活動目的	家庭における正しい生活習慣の定着	
伊方小学校	個別指導	健康診断の結果から、生活習慣病予備群の児童生徒へ個別指導を行った。
	すこやか貯金の実施	月に1回、1週間分の生活のアンケートを行った。
	歯みがき指導	低学年には味覚について、高学年には噛むことの大切さの授業を行った。
大久小学校	個別指導	生活リズムチェックの結果から、達成率60%未満の児童に個別指導を行った。
	歯みがき指導	低・中・高学年に分かれ、歯科衛生士からむし歯予防について歯みがき指導を行った。
三机小学校	健康教育参観日	健康教育に関する授業及び講演会を実施した。
	歯みがき指導	歯科衛生士による歯みがき指導を実施した(低・中・高)。
三崎小学校	歯みがきチェック	毎学期1回、歯みがきチェック及び指導を実施した。
	健康教育参観日	健康教育に関する内容の授業及び講演会を実施した。
活動目的	望ましい食生活と自己管理能力の定着	
伊方小学校	親子クッキング教室の開催	小学5年生とその保護者へ朝食についての講話と調理実習を行った。

学校	事業など	実施内容
	給食試食会（1年）	新入生の保護者を招いて、児童と一緒に給食の試食と、学校給食の役割などの説明を行った。
水ヶ浦小学校	クッキング教室及び食に関する指導 給食指導	5・6年生とその保護者へ朝食についての講話と調理実習を実施した。
九町小学校	クッキング教室及び食に関する指導 給食指導	5年生とその保護者へ朝食についての講話と調理実習を実施した。
三机小学校	クッキング教室及び食に関する指導 給食指導	6年生を対象に朝食についての講話と調理実習を実施した。 給食一口メモを実施した。
大久小学校	クッキング教室及び食に関する指導 給食指導	5年生を対象に「朝食メニュー」についての授業と調理実習を実施。調理実習には保護者も参加する。
三崎小学校	クッキング教室及び食に関する指導	5年生とその保護者を対象に親子クッキング教室（朝食メニュー）を実施した。
	給食指導	5年生に「朝ごはんの大切さ」についての授業を実施した。 毎日、給食時の指導を実施（給食一口メモ）した。
活動目的	生活習慣病の予防	
伊方小学校	小児生活習慣病予防対策事業	個別指導を実施した。
水ヶ浦小学校	小児生活習慣病予防対策事業	5・6年生に小児生活習慣病予防検査（血液検査）を実施した。 栄養士による個別指導（児童・保護者）を実施した。
九町小学校	小児生活習慣病予防対策事業	5・6年生に小児生活習慣病予防検査（血液検査）を実施した。 小児生活習慣病予防のための個別栄養相談を実施した。
三机小学校	小児生活習慣病予防対策事業	5・6年生に小児生活習慣病予防検診（血液検査）を実施した。 保健師・栄養士による個別指導を実施した。
大久小学校	小児生活習慣病予防対策事業	5・6年生に小児生活習慣病予防検査（血液検査）を実施した。 保健師・栄養士による個別指導を実施した。
三崎小学校	小児生活習慣病予防対策事業	5・6年生に小児生活習慣病予防検査（血液検査）を実施した。 保健師・栄養士による個別指導を実施した。

（伊方町教育委員会）

（参考）中学校の食育活動（平成28年度）

学校	事業など	実施内容
活動目的	生活リズムの向上	
伊方中学校	「早寝・早起き・朝ごはん」運動の実施	保健だよりの作成、配布、生徒保健集会での発表、展示物づくり、生活リズムチェックを実施した。
瀬戸中学校	食生活アンケート	健康生活アンケートとあわせて実施した。 毎日の朝食チェックを実施した。
三崎中学校	規則正しい生活への取り組み	委員会活動で生活リズム（就寝、起床時間や朝食を食べたか）などをチェックして個々の改善に努めている。 個別指導を実施した。

学校	事業など	実施内容
活動目的	栄養に関する基礎知識の定着	
伊方中学校	食に関する指導全体計画・指導年間計画	教育課程に位置づけ、学級活動などの時間に実施した。
	栄養士による調理実習	食財の選び方、弁当の作り方の実習(クッキング教室)を実施した。
瀬戸中学校	食に関する指導全体計画・指導年間計画	教育課程に位置づけ、学級活動などの時間に実施した。
	栄養士による調理実習	食財の選び方、弁当の作り方の実習(クッキング教室)を実施した。
三崎中学校	食に関する指導全体計画・指導年間計画	食に関する指導の全体計画、各学年の年間計画を作成して指導にあたっている。
	栄養士による調理実習	食材の選び方、弁当の作り方の実習(お弁当作り)を実施した。
活動目的	望ましい食生活と自己管理能力の定着	
伊方中学校	学校給食時の指導・給食週間・講演会	各学級の実態に合わせて実施・全体指導を行った。全校対象の食に関する講演会を実施した。
瀬戸中学校	学校給食時の指導	全体指導で実施した。
三崎中学校	学活、給食時の指導	各学級の実態に合わせて実施した。
活動目的	生活習慣病の予防	
伊方中学校	小児生活習慣病予防対策事業	全校生徒検診及び個別指導を実施した。
瀬戸中学校	小児生活習慣病予防対策事業	全校生徒検診を実施した。異常ありの生徒及び保護者に個別事後指導を実施した。
三崎中学校	小児生活習慣病予防対策事業	個別指導(保護者・生徒対象)を実施した。
活動目的	地産地消の推進	
伊方中学校	学校給食に採用	学校給食の献立に採用した。
瀬戸中学校	学校給食に採用	学校給食の献立に採用した。
三崎中学校	学校給食に採用	学校給食の献立に採用した。
活動目的	歯科保健活動における食育	
瀬戸中学校	歯科検診 歯科保健指導	歯科検診 歯磨き教室を実施した。
三崎中学校	歯と口の健康講話	歯科衛生士による講話(歯肉炎について、かむことの大切さなど)と歯みがき指導を実施した。
活動目的	人材の活用	
伊方中学校	保健センターとの連携	調理実習・栄養指導を実施した。
三崎中学校	調理実習ボランティアの協力	郷土料理を調理実習で作る時に、地域のボランティアの方に来ていただいて指導していただいた。

(伊方町教育委員会)



## (2) 学校給食を活かした食育の推進

### ◆これまでの取り組みと課題

- 毎月第3水曜日の「水産の日」に地元産の水産物を取り入れた学校給食の提供、1月の給食週間中に町内で養殖された鯛で郷土料理である鯛めしを提供しました。
- 毎月の給食目標に基づき、「嚙ミング30(カミングサンマル)(一口目を30回以上嚙むこと)」の実践を指導しました。また、歯と口の衛生週間では学校給食に「かみかみメニュー」を取り入れ、嚙むことの意識づけを図りました。
- 平成28年度の6月、11月、1月の学校給食への地場産物活用状況調査では全国平均を上回りました。
- 産業関係団体からは新しい食財の提供意向もあるため、学校給食による地元産食財の一層の活用も必要です。

### ◆今後5年間の取り組み

事業	実施概要	事業計画
地元産食財を活用した学校給食の実施	学校給食が「生きた教材」として食育に役立つよう、地元産食財を積極的に活用する。	全国平均を上回る地元産食財の活用
学校給食を通じた伝統的な食文化の継承	地元産食財を通じた自然の恵みへの感謝の心の育成、伝統的な食文化(食べ方、風習、歴史など)の継承に向けて、学校行事や「食育の日」に学校給食に郷土料理を取り入れる。	継続実施(毎年度)
食べ物をよく嚙んで食べる習慣の定着	学校給食において、「嚙ミング30(カミングサンマル)(一口目を30回以上嚙むこと)」の指導と給食時間の確保を行う。	継続実施(毎年度)
食を通じた豊かな心と幅広い視野の育成	学校給食を通して、食に関わる人への感謝の念を育成するとともに、生産地が直面している課題、世界の食料問題や環境問題の理解など、豊かな心と幅広い視野の育成に活かす教育を実践する。	継続実施(毎年度)

「水産の日」に提供された給食  
「鯛のあんかけ」



毎年6月は食育月間

毎月19日は食育の日

# いかた 食育だより

平成29年1月発行

西宇和郡 栄養教員部

伊方町の食育推進基本理念の1つです。

## 「食を通して、郷土を好きになる」

この基本理念に基づき、学校給食でも地産地消を通して食を支える佐田岬半島の自然と伝統を大切に、郷土を愛する心を育むことを目指しています。

その取り組みとして、地産物や郷土料理を学校給食に取り入れています。

### 郷土料理『鯛めし』

伊方近郊の海では古くから鯛の水揚げがあり、鯛の身を入れた炊き込みご飯が作られていました。鯛の身や骨でだしを取り、ほくした身を加えてしょうゆ味で炊き込んだもので、ごぼうや人参などを加えることもあります。生の鯛の身を直接釜に入れて炊き上げる方法もあります。

鯛の刺身をタレの中につけ、のりやネギなどの薬味を加えたものをアツアツのご飯にかけて食べる鯛めしもあります。

給食では、町内で養殖された鯛を使った、鯛めし、鯛のすまし汁、鯛の塩焼き、鯛のレモン煮などを献立に取り入れています。1月25日にも鯛めしが登場します。



鯛めし



鯛のすまし汁



これが鯛めし



たい鯛 (一般的に鯛というと真鯛のことをいいます)

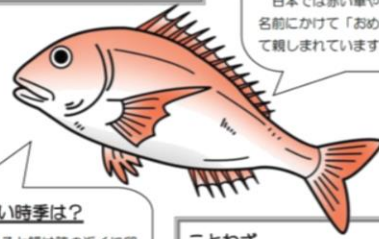
### 名前の由来は?

ほかの魚と比べ、平たいので「平ら」から「たい」と呼ばれるようになりました。漢字では、「鯛」で、「鯛和のとれた魚」という意味です。

### 一ロメモ

鯛はとってすぐより、少し置いたほうがおいしくなるので、冷蔵庫のなかった昔から、おいしい魚の王様でした。

日本では赤い華やかな色と、その名前にかけて「おめでたい」魚として親しまれています。



### おいしい時期は?

春になると鯛は産卵の近くで卵を産みにやってきます。この時期にとれる真鯛は「桜鯛」といわれ、とてもおいしいです。

### ことわざ

「たいも1人はうまからず」

どんなにおいしいものでも、1人で食べるとおいしく感じません。おいしいものは、みんなで楽しく食べたほうがおいしいという意味です。

### 栄養

あぶらが少なく、消化のよいあっさりした白身魚です。ビタミンや無機質もほどよく含まれ、肌荒れなどに効果的なビタミンB2も多く含まれています。

西宇和郡栄養教員部による「いかた 食育だより」



魚食教育

みかん摘み体験



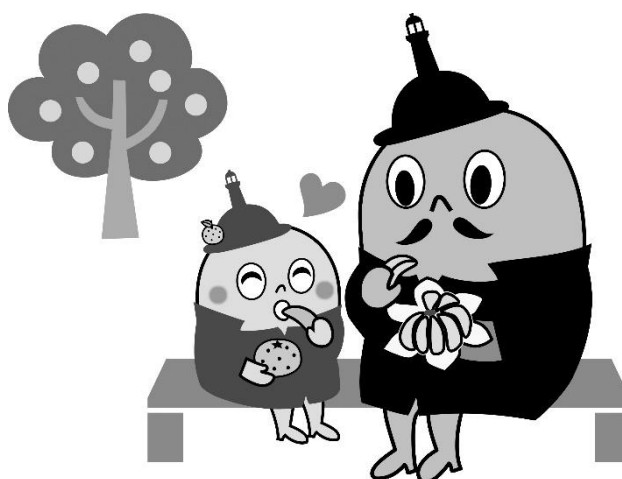
### (3) 児童生徒の健康管理と生活習慣病の予防

#### ◆これまでの取り組みと課題

- 小・中学校では、定期健康診断の結果と合わせ、児童生徒一人ひとりに応じた情報提供を行いました。
- 健康課題のある児童生徒を対象に栄養士や保健師による個別指導、小児生活習慣病予防教室を実施しました。
- 小児生活習慣病や食物アレルギーなどのある児童生徒及び保護者に対して、保健・医療関係機関などと連携した個別の相談指導を実施しました。
- 今後も、児童生徒一人ひとりの家庭環境や状態に配慮した教育と指導の充実が必要です。

#### ◆今後 5 年間の取り組み

事業	実施概要	事業計画
健康的な食生活や生活習慣を 実践する教育の実施	保護者の理解と協力の下、栄養教諭、学級担任、養護教諭、学校医などが連携し、過度の痩身や肥満が健康に及ぼす影響、正しい歯みがきの指導、健康状態の改善に必要な情報提供を行う。	継続実施（毎年度）
定期健康診断と個別指導の 実施	各学校で、定期健康診断による児童生徒の健康状態の確認を行う。 健康課題のある児童生徒を対象に、保健師・栄養士による個別指導、小児生活習慣病予防教室を実施する。	継続実施（毎年度）
配慮の必要な児童生徒への 個別の相談指導の実施	食に関する健康課題（小児生活習慣病や食物アレルギーなど）のある児童生徒及び保護者に対して、保健・医療関係機関と連携し、個別の相談指導を実施する。	継続実施（毎年度）



#### (4) 家庭で食育を推進するための支援

##### ◆これまでの取り組みと課題

- 小学5・6年生及び保護者を対象にした栄養指導と調理実習を実施しました。
- 保護者を対象とした食育講演会、親子クッキング教室、健康教育参観日の実施、各種たよりの配布を行いました。
- 校医、栄養士、生産者、保護者などを交えた「学校保健委員会」を開催しました。
- 「嚙ミング30(カミングサンマル)(一口目を30回以上嚙むこと)」の家庭での実践を呼びかけました。
- 生活アンケート分析結果は、保健だよりなどを通して保護者に周知を図りました。
- 平成29年9月から稼働している伊方町学校給食センターと連携した取り組みが必要です。

##### ◆今後5年間の取り組み

事業	実施概要	事業計画
家庭での正しい食習慣と生活リズムの定着支援	小学5・6年生及び保護者を対象にした栄養指導と調理実習を実施する。 保護者を対象とした食育講演会、親子クッキング教室、健康教育参観日を実施する。 朝食と生活リズムの大切さを訴求する「早寝早起き朝ごはん」運動の普及・啓発、保健だより、各種たよりの配布を実施する。	継続実施（毎年度）
家庭での食習慣の改善	児童生徒を取り巻く様々な健康課題の解決と家庭での食習慣の改善を図るため、校医、栄養士、生産者、保護者などを交えた、定期的な情報交換会を開催する。 出席できない方のために「会議だより」を配布する。	継続実施（毎年度）
家庭における「嚙ミング30(カミングサンマル)」の普及	家庭での「嚙ミング30(カミングサンマル)(一口目を30回以上嚙むこと)」の普及を図り、家族全員に対し、食べ物をよく嚙んで食べる習慣の定着を図る。	継続実施（毎年度）
学校給食を通じた情報発信	子どものいる家庭に対して、食育に関する情報発信や食育を学ぶ機会の充実を図る。	継続実施（毎年度）

伊方町学校給食センター  
 (平成29年9月1日稼働)  
 伊方学校給食センターと瀬戸  
 学校給食センターを統合



## (5) 食育指導体制の充実

### ◆これまでの取り組みと課題

- 各学校の「食に関する指導の全体計画」に基づき、各学年の年間指導計画を毎年度策定しています。
- らくれん食育教室を実施し、生産に対する知識・理解を深めました。
- 平成29年度現在、町内に栄養教諭は1名、1校に配置しています。栄養教諭の所属校では専門的な食育指導を実施しています。また、所属校以外でも、各小・中学校の依頼により、栄養教諭による食育指導を実施しています。
- 今後は栄養教諭の所属校以外で専門的な食育指導を実施する連携体制の構築が必要です。

### ◆今後5年間の取り組み

事業	実施概要	事業計画
学校における食育の計画的な実践	各学校の「食に関する指導の全体計画」に基づき、各学年の年間指導計画を毎年度策定し、目標と計画性を持って食育を推進する。	継続実施（毎年度）
全教職員の協力と連携による食育指導体制の充実	学校教育活動全体での食育の推進に向けて、栄養教諭の専門性を活用した食育指導の充実、学校長や他の教職員への研修の充実、食育の目標や具体的な取り組みについての共通理解などを図る。	継続実施（毎年度）
食育における地域連携の推進	児童生徒及び家庭での効果的な食育の推進に向けて、学校、PTA、地域、団体、ボランティア、生産者団体などとの連携の強化を図る。	継続実施（毎年度）



小学校での食育指導

給食集会



## 施策3 おとなの食育

### ～生涯を通じた健康の維持・増進につながる食育の普及～

(主に成年期、壮年期、高年期を対象(概ね18歳以上)とする取り組み)

町民が生涯にわたって心身の健康を保ち、豊かな心を育むためには、子どもの時だけでなく、成年期、壮年期、高年期を通じて、年齢に応じた様々な食育活動を行っていくことが重要になります。特に、これから親になる20～40歳代の若い世代には、食に関する知識や意識の向上、健全な食生活の実践が必要です。

本町の長年の健康課題である高年期における高血圧と糖尿病の予防には、その共通要因である肥満予防が最も重要であり、45～60歳の“壮年期”に多くみられる肥満傾向の解消が、個人にとっても、まちづくりにとっても大きなテーマになります。

今後も引き続き、現役世代(成年期～壮年期)を中心にメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)にならない適正な食生活を啓発し、町民の行動変容を促していくことが重要になります。

また、高齢化の進展やひとり暮らし高齢者の増加を踏まえ、低栄養、咀嚼能力の低下による事故防止、こ食化(孤食化)を抑制する取り組みも必要です。

[具体的な取り組み]

3-1 正しい食生活を実践するための支援

3-2 口腔ケアに関する意識啓発

3-3 生活習慣病改善と事故防止のための食育の指導

### 3-1 正しい食生活を実践するための支援

＜主な担当部署：保健センター＞

#### ◆これまでの取り組みと課題

- 成年期・壮年期を中心に、適正な食生活と生活習慣の普及・啓発を実施しました。
- 国民健康保険で実施する特定健康診査（40～74歳対象）の受診率目標達成に向けて啓発を行いました。
- 特定健康診査後の事後相談において、食生活に関する個別相談を実施しました。
- 退職者などに声かけを行い、食生活講座、男性の料理教室、栄養学級への参加、食生活改善推進協議会への加入を呼びかけました。
- 「食育月間」「食育の日」、栄養バランスの優れた「日本型食生活」（※用語）を町広報で周知を図りました。
- 「食事バランスガイド」の一層の普及など、町民一人ひとりが正しい食生活に関する知識を深める取り組みが必要です。

※日本型食生活とは、米、魚介類、野菜、果実、牛乳・乳製品に関する情報提供などを通じ、家庭において、日本の気候風土に適した米を中心に農産物、畜産物、水産物など多様な副食から構成されている栄養バランスの優れた食生活のこと。

#### ◆今後5年間の取り組み

事業	実施概要	事業計画
食生活と生活習慣の指導と情報提供の実施	伊方町国民健康保険の被保険者（40～74歳）を対象とする特定健康診査、各種検診の受診勧奨を図り、受診者一人ひとりの健康状態に沿った食生活に関するアドバイスや改善ポイントなどの指導と情報提供を行う。	継続実施（毎年度）
町民に対する健診受診の促進	町広報や医療機関などを通じて、町民に対し、定期的な健康診査、各医療保険者における特定健康診査の受診を促進する。	継続実施（毎年度）
食に関する地域活動への参加促進	成年期・壮年期を中心に、食生活講座、栄養学級、健康教室などへの参加者の増加を図る。	継続実施（毎年度）
食育の周知と町民への定着	各団体の協力、地域イベント、学校、商業（店舗）、職場などを通じて、「食育月間（毎年6月）」「食育の日（毎月19日）」「日本型食生活」「食事バランスガイド」の周知と町民への定着を図る。	継続実施（毎年度）

## 3-2 口腔ケアに関する意識啓発

<主な担当部署：保健センター、医療機関>

### ◆これまでの取り組みと課題

- 男性の料理教室を開催し、大人を対象に「よく噛んで食べる」習慣の定着を図りました。
- 標準的な成人歯科健診プログラム・保健指導マニュアル（日本歯科医師会）に基づき、歯科医師と連携し、モデル地区で成人歯科保健指導事業を実施しました（80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした「8020（ハチマルニイマル）運動」を推進）。
- 特に高年期においては、口腔機能は「食べる」ことだけでなく、「呼吸する」「話す、表情をつくる（閉じこもり防止）」「平衡感覚を保つ（転倒防止）」「脳への刺激（認知機能）」「だ液による疾病予防（健康維持）」など、様々な心身の機能に影響します。
- 口腔機能のこうした重要性を、若い年代を含めて幅広く周知していくことが必要です。

### ◆今後5年間の取り組み

事業	実施概要	事業計画
生涯にわたる「噛ミング30（カミングサンマル）」の普及	肥満や生活習慣病の予防に向けて、「噛ミング30（カミングサンマル）（一口目を30回以上噛むこと）」の普及を図り、生涯にわたり、食べ物をよく噛んで食べる習慣の定着を図る。	継続実施（毎年度）
むし歯や歯周病の予防の推進	保健センターや医療機関を中心に、食生活を支える歯や口の健康の重要性を啓発し、むし歯や歯周病の予防を推進する。 歯科保健指導を継続し、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした「8020（ハチマルニイマル）運動」を推進する。	継続実施（毎年度）

成人歯科保健指導





### 3-3 生活習慣病改善と事故防止のための食育の指導

＜主な担当部署：保健センター＞

#### ◆これまでの取り組みと課題

- 高齢者（65歳以上）を対象に、適正な食生活と生活習慣の普及・啓発を実施しました。
- 特定健康診査後の事後相談において、食生活に関する個別相談を実施しました。
- 食生活の指導を必要とする人、ひとり暮らし高齢者などに対し、看護師などの訪問指導の中で食生活の情報提供を行いました。
- 給食サービス調理ボランティア研修会などで低栄養予防の指導、ひとり暮らし高齢者への声かけなどをしてもらいました。
- 高齢者講座などで、増加している高齢者の窒息を予防する「食べ方」や「嚙ミング 30（カミングサンマル）（一口目を 30 回以上嚙むこと）」の普及啓発を実施しました。
- 高齢者施設などに地域包括支援センターから口腔機能向上（体操、マッサージ）の情報提供を行いました。
- 老人クラブ女性部、高齢者サロン事業で食育教室を開催しました。調理実習やバランスのとれた食事、減塩についての講話などを行いました。
- 近年は、歯周疾患が生活習慣病の発症に関連することが明らかになってきました。今後、高齢化がますます進む中で、高齢者の生活機能リスクを改善する視点（効果）を念頭に、高齢者とその家族を含め、適切な栄養バランス摂取への支援、誤嚥（ごえん）による事故の防止、誰かと一緒に食事を楽しむ機会の充実に取り組む必要があります。
- 高齢者の食育は安全が基本ですが、食べることは楽しみや生きがいにもつながり、社会参加の意欲などにもつながります。そのため、健康寿命の延伸に伴い、自立していつまでも健康に食を楽しむことを大切にする習慣の普及が必要です。

#### ◆今後 5 年間の取り組み

事業	実施概要	事業計画
特定保健指導（栄養相談・栄養指導）の実施	伊方町国民健康保険の特定保健指導として、必要な対象者に対する個別の栄養相談・栄養指導（保健指導）の実施及び事後評価を実施する。	継続実施（毎年度）
家庭訪問による個別栄養指導の実施	特に食生活の指導を必要とする人、ひとり暮らし高齢者などに対し、保健センターの栄養士や保健師などが家庭訪問し、低栄養を予防する食生活や口腔機能の保持増進についての指導を実施する。	継続実施（毎年度）
高齢者の窒息事故の防止	高齢者に多い窒息事故防止に向けて、「食べ方」や「嚙ミング 30（カミングサンマル）（一口目を 30 回以上嚙むこと）」の普及・啓発、高齢者施設における口腔機能向上（体操、マッサージ）の啓発を行う。	継続実施（毎年度）

事業	実施概要	事業計画
高齢者対象の食育教室の開催	<p>老人クラブ女性部の協力や、高齢者サロン事業などを通じて、高齢者対象の食育教室を開催する。</p> <p>男性の料理教室や高齢者サロン事業などに男性高齢者が参加しやすい体制を整える。</p>	継続実施（毎年度）
高齢者のこ食化の抑制	<p>高齢者のこ食化(孤食)に対応するため、地域ぐるみの取り組みの充実を図る。</p>	継続実施（毎年度）



高齢者サロン事業



男性の料理教室



味噌汁の塩分測定



野菜たっぷりメニュー

## 施策 4 地域と産業で食育

### ～食を核とした地域活性化と産業振興～

国全体で食育を推進するためには、食の生産を支える地域の活性化が重要であるとしており、生産者と消費者との交流や、環境と調和の取れた農業・水産業の活性化の必要性を掲げています。

食の生産地である本町では、企業や食生活改善推進協議会と連携した地産地消の取り組みが徐々に広がっており、地元産食財を販売する拠点も町内に増えてきました。

今後は、こうした基盤を活かし、国内外からの観光客の増加という「追い風」も受けながら、食や食文化の国内外への情報発信、農業・水産業の体験型ツーリズムの開発、地元産食財や食品の販路拡大への支援、食の生産・消費や食文化で共通項のある自治体や民間団体との相互交流、伝統的な食文化の保護・継承など、企業や関係団体と一緒に食を核とした地域活性化と産業振興に、自信を持って積極的に取り組むことが必要です。

[具体的な取り組み]

#### 4-1 食や食文化を核とした地域活性化と産業振興

#### 4-2 事業者や家庭における食に関する環境への配慮

## 4-1 食や食文化を核とした地域活性化と産業振興

＜主な担当部署：産業課＞

### (1) 産業振興や交流拡大における食や食文化の一層の活用

#### ◆これまでの取り組みと課題

- 各種物産フェアの開催や出店に向けた協議、県内外の事例提供など、事業者との情報交換を行いました。また、健康づくり推進協議会食育対策専門部会において情報交換を実施しました。
- 農村体験施設「瀬戸アグリトピア」や伽藍山体験農園などの既存施設の有効利用に向けて、指定管理者の活動支援、ボランティア団体などへの協力を行いました。
- 伊方町観光交流拠点施設「佐田岬はなはな」に調理室を設置、生活研究協議会などが拠点施設として地元産品の加工品を調理、販売を行いました。
- 二見小学校跡に短期宿泊施設「亀ヶ池物語」を整備しました。
- 県の栄養成分表示店認定制度を活用し、平成 18 年度に飲食店 1 店舗が認定を受けていましたが、新たに平成 28 年度に飲食店 1 店舗が認定を受けました。さらに 1 店舗が認定に向けて準備中です（平成 29 年度現在）。
- 今後は地域独自の物産品の研究開発への応援など、産業関係団体のアイデアも活かしながら、産業振興として企業や団体の事業に対する具体的な支援、町民との協力による事業の実施に取り組む必要があります。

#### ◆今後 5 年間の取り組み

事業	実施概要	事業計画
事業者との連携強化	町内の生産者、関係団体、企業が実施する食にかかる様々なイベントや活動の活性化に向けて、先進事例の提供、活性化方策の研究を行う。 健康づくり推進協議会の食育対策専門部会で、産業団体との定期的な情報交換を行い、効果的な事業支援策を実施する。	協議の継続実施 (必要に応じて適宜)
地元産食財や食文化の国内外への情報発信	国内外との交流拡大に向けて、生産者、関係団体、企業などと連携し、世界中に瞬時につながる SNS などを積極的に活用しながら、町民の生の声と一緒に地元産食財や食文化の情報発信を行う。	継続実施
農業・水産業の体験型ツーリズムの開発	国内外からの来訪者の増加を目指し、町内の交流拠点施設を活かし、食や食文化を核とした体験活動の活性化やツーリズムプログラムの開発を進める。 体験型ツーリズムに町民のボランティア参加を促進する。	継続実施

事業	実施概要	事業計画
商工会との連携強化	<p>商工会などと連携し、飲食店でのメニューの栄養成分表示やヘルシーメニューの提供など、食を通じた健康づくりを推進する。</p> <p>旅館や職場の食堂などにおける健康に配慮したメニューの提供、栄養・食生活に関する情報提供を促進する。</p>	継続実施（毎年度）
企業活動への支援の実施	<p>特産品（加工品）開発、「ご当地グルメ」の開発、地域産品のPRを兼ねた食育活動（シラス漁体験、加工場見学、みかん出前事業、農産物収穫体験など）などが活発に行われるよう、国の事業の活用や金融機関との連携を図り、地域独自の物産品の研究開発、地元産食財や食品の販路拡大などを行う企業に対する支援を実施する。</p>	継続実施（毎年度）
食に関連する相互交流の研究	<p>食の生産地・消費地としてのつながり、共通する食文化、農業や水産業で共通する課題を抱える自治体、農業や水産業で新たな技術開発を進める団体や企業など、全国の自治体や民間団体、企業と、食を核とした相互交流を研究する。</p>	平成30年度に研究 平成31年度から推進



道の駅 伊方きらら館



伊方町健康交流施設 亀ヶ池温泉



道の駅 瀬戸農業公園



伊方町観光交流拠点施設  
「佐田岬はなはな」

## (2) 地産地消の推進

### ◆これまでの取り組みと課題

- 学校給食において、平成 26 年度から地元産みかんジュースを年 10 回（2 回／月）配布、平成 28 年度から月 2 回の地元水産物を使用したメニューの提供を行いました。
- 学校給食で毎月の「水産の日」（第 3 水曜日）に水産製品を利用（しらす、太刀魚、アジの開き、鯛の一夜干しなど）したメニューを導入しました。
- 果物（みかん）の消費拡大を目的に、みかんの歴史や種類、みかんを枝ごと持参し、みてもらうことで関心を持ってもらう食育事業を J A 青壮年同志会が開催しました。
- 今後は、家庭、保育所、学校、商店、飲食店、宿泊施設など、町全体で地元産食財や郷土の食文化を活かした地産地消をますます広げていく取り組みが必要です。

### ◆今後 5 年間の取り組み

事業	実施概要	事業計画
給食への地元産食財の活用	全国有数の柑橘地帯である特性を活かし、保育所や学校の給食や行事食などへの地元産食財の利用や郷土食の提供を進める。	継続実施（毎年度）
商店、飲食店、旅館における地産地消の推進	商工会などと連携し、商店における地元産食財の販売、飲食店、旅館や職場の食堂などにおける地元産食財の活用、地元産食財を使ったメニュー開発、全国から来る宿泊客への P R 活動を推進する。	継続実施（毎年度）
家庭や職場での地産地消の推進	町内の水産物の消費拡大を図るため、県や生産者と連携し、毎月第 3 水曜日の「水産の日」における魚食普及活動を推進する。 職場や福祉施設などで地産地消が進むよう、周知を図る。	継続実施（毎年度）
地産地消の普及活動の推進	食料自給率向上の国民運動「フード・アクション・ニッポン」と連動した「地産地消・アクション・いかた」を展開し、地元産の農林水産物の消費拡大に向けて町民への普及・啓発を図る。 食生活改善活動や地域活動などと連携し、地産地消フェアや地産地消料理教室の実施、地産地消・愛あるサポーター認定の推奨を図る。	継続実施（毎年度）
伝統的な食文化の保護・継承	埋もれている食財や郷土料理、伊方杜氏の伝統継承など、食に関する地域資源を再発見し、各地区の行事や冠婚葬祭などで本町の郷土料理が提供されるように働きかけながら、町の伝統的な食文化の普及に取り組む。	継続実施（毎年度）

## 4-2 事業者や家庭における食に関する環境への配慮

＜主な担当部署：町民課、産業課、教育委員会＞

### ◆これまでの取り組みと課題

- 町広報により、家庭向けへの環境意識の啓発を行いました。
- 家庭から廃棄される台所ごみ（食べ残し、調理くずなど）をできる限り減らすよう、ごみ収集カレンダーの作成及び全戸配布、ごみ分別ガイドブック改訂版の作成及び全戸配布、町広報による家庭でのごみの減量化と分別収集を食育の一環として推進しました。
- 今後は、家庭における3R（※注）の推進とともに、事業者向けの食に関する環境への取り組みをさらに進める必要があります。
- 生産活動において、本町では環境にやさしい農業の普及、再生可能エネルギー（太陽光、風力、バイオマスなど）を事業者や企業に働きかけています。また、鶏糞や豚糞を活用している事業者も少数ながら存在しています。
- 家庭のみならず、生産活動においても、環境への配慮や再生可能エネルギーなどの積極的な活用をさらに進める必要があります。

※「3R」とは、Reduce(リデュース：減らす)、Reuse(リユース：再使用)、Recycle(リサイクル：再資源化)の頭文字。ごみを減らし、循環型社会を構築していくためのキーワードである。

### ◆今後5年間の取り組み

事業	実施概要	事業計画
ごみの減量化、食品ロスの削減の推進	家庭でのごみの減量化と分別収集、3Rを食育の一環として推進する。 国の活動と連動し、様々な関係者との連携を図り、食品の製造から消費に至るまでの一連の食品供給の行程全体で食品ロスの削減を進める。	継続実施（毎年度）
事業者の食に関わる環境への取り組みの促進	エコえひめ農産物認証制度による信頼性のある農産物生産の推奨、環境にやさしい農業の普及を図る。 生産活動における環境への配慮と資源の循環に向けて、農業者、水産業者における再生可能エネルギーの積極的な活用を働きかけていく。	継続実施（毎年度）

事業	実施概要	事業計画
食品リサイクル・ループの推進	国の再生利用事業計画（食品リサイクル・ループ）制度の活用により、地域で発生した食品循環資源をリサイクルして得られた肥料や飼料を利用する企業や団体を支援する。	平成 30 年度から推進
バイオマスを活用した資源の循環を促進	農業者、水産業者による、バイオ燃料利用などの環境に配慮した生産活動の取り組みを推進する。	平成 30 年度から推進

バラエティ豊かな伊方町の食財





# 施策5 みんなで食育

## ～全町的な食育推進体制の充実～

全町的に食育を推進し、幅広い分野に食育の効果を波及させていくためには、多くの関係者が互いの活動を理解し、必要に応じて連携・協力するネットワークが必要になります。

本町では伊方町健康づくり推進協議会に「食育対策専門部会」を設置し、食育の普及に向けた取り組みの研究や関係者との連携強化を図っています。また、食生活改善推進協議会が中心となり、郷土料理の普及と新しい食文化の創造に熱心に取り組んでいます。

今後も、多くの関係者の協力と熱意を支えとして、町行政がリーダーシップを発揮し、保健・福祉、教育、産業部門との連携をさらに進めながら、全町的な食育推進体制の充実を図ることが、より一層、重要になります。

### [具体的な取り組み]

#### 5-1 食育への関心、食の信頼を高める取り組みの推進

#### 5-2 食育推進の協力・連携体制の充実

## 5-1 食育への関心、食の信頼を高める取り組みの推進

＜主な担当部署：保健センター、産業課、教育委員会＞

### ◆これまでの取り組みと課題

- 「食育月間」「食育の日」について、防災行政無線や食生活改善推進協議会との連携による周知を行いました。
- 幼年期から高年期までの食育講座などを通じて、各世代に応じた食育の理解の促進、食品表示の利用方法や食品衛生に関する情報提供を行いました。
- 食の生産地として、食の安全性と信頼を高める各種検査を継続しています。
- 今後も、企業を含めて町民一人ひとりに食育や食に対する関心を高め、地元産食財や郷土を愛する心を町全体に広げていく必要があります。

### ◆今後5年間の取り組み

事業	実施概要	事業計画
食育への関心の喚起、適切な情報の提供	食育講座などを通じて、年齢区分（ライフステージ）に応じた間断ない食育を推進するため、適切な情報を提供する。 食に関する体験などを通じて、食育への関心を高め、食育に関する一層の普及・啓発を図る。	継続実施（毎年度）
食品衛生に関する正しい知識の普及・啓発	町民が消費者として食について適切に判断できるよう、消費者及び事業者への食品衛生に関する正しい知識の普及・啓発を図る。	継続実施（毎年度）
栄養や食品の安全性に関する情報提供	町民が健全な食生活を実践するため、国の食事摂取基準や日本食品標準成分表など、栄養に関する情報提供を行う。 食品の安全性及び消費者の食品選択の機会を確保することができるよう、生産者や企業に対する食品表示の適正化を推進する。	継続実施（毎年度）
各種検査の継続	食の安全性と信頼を高める各種検査の継続について、県、関係機関と一層の連携を図る。	継続実施（毎年度）

社会福祉大会で、食生活改善推進協議会による「食育の日」普及活動



## 5-2 食育推進の協力・連携体制の充実

＜主な担当部署：保健センター、産業課、教育委員会＞

### ◆これまでの取り組みと課題

- 伊方町健康づくり推進協議会の「食生活改善対策専門部会」を「食育対策専門部会」に再編し、推進体制の強化や活動情報の共有を図りました（会議は年1回程度）。
- 食育を推進する関係団体に対し、必要に応じて情報提供を実施しました。
- 高齢化や後継者不足、就労などにより、食生活改善推進ボランティア組織の休会地区が増えています。
- 公民館活動との連携で男性対象の養成講座の開催や退職者などへ働きかけを行い、食生活改善推進協議会会員の確保を図る必要があります。

### ◆今後5年間の取り組み

事業	実施概要	事業計画
健康づくり推進協議会食育対策専門部会の活動の推進	本町全体で食育を推進する中核組織として健康づくり推進協議会食育対策専門部会の活動を推進する。	継続実施
関係機関との幅広い連携の推進	生産者、関係団体、企業の食にかかる様々な活動を中心に町全体で幅広い食育活動が計画的に実施されるよう、町は各団体同士の交流機会の増加、活動情報の共有化、食育関係団体や他分野の活動との連携強化を図る。 町内の生産者、関係団体、企業が実施する食にかかる様々なイベントや活動の活性化に向けて、健康づくり推進協議会食育対策専門部会などにおいて、産業団体との定期的な情報交換、先進事例の提供、効果的な事業支援策の研究を行う。	協議の継続実施 (必要に応じて適宜)
食生活改善推進員の確保・育成	食生活改善推進ボランティア組織の未設置地域の解消に向けて、公民館活動などと連動しながら食生活改善推進員の確保・育成を図る。 特に、男性や退職者への参加・協力を働きかけていく。	継続実施（毎年度）
食育を推進する関係団体への支援	食育を推進する関係団体に対し、団体活動が活性化するよう、活動に応じた情報提供をはじめ、町として積極的に支援する。	継続実施（毎年度）
専門職の確保	管理栄養士・栄養士の集約、保健師などの専門職員の確保について、町の定員管理の中で検討する。	継続して検討



## 参考資料

### 1 第2次伊方町食育推進計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 第2次伊方町食育推進計画の策定に関し、必要な事項を調査検討するため、第2次伊方町食育推進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を町長に報告する。

- (1) 第2次食育推進計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人程度をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育、保育、農林水産、商工関係者
- (3) 食育の活動推進団体
- (4) 行政関係者等

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は副町長をもって充て、副委員長は委員のうちから選任する。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、これを主宰する。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者に委員会の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(任期)

第6条 委員会の任期は、その任務が達成されたときまでとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、中央保健センターに置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月2日から施行する。

## 2 第2次伊方町食育推進計画策定検討委員会委員名簿

### 【委員】

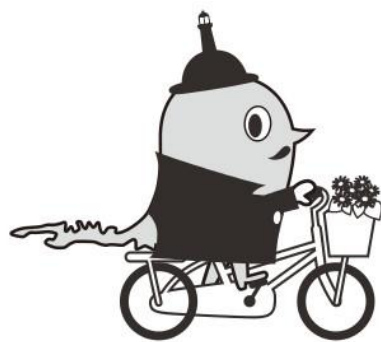
(敬称略)

職名	氏名	備考
学識経験者	後 町 洋 一	医師
学識経験者	宇都宮 久 記	歯科医師
西宇和農業協同組合伊方支店営農課長	梶 谷 典 久	
八幡浜漁業協同組合伊方支所長	山 本 達 也	
三崎漁業協同組合	二 宮 勇 太	
伊方町商工会事務局長	宇都宮 邦 彦	
伊方小学校栄養教諭	井 上 貴 世	
伊方町養護教諭代表	山 下 若 美	
伊方町保育所長会代表	寺 坂 なほみ	
伊方町PTA連合会会長	松 岡 秀 和	
伊方町食生活改善推進協議会会長	杉 山 幸 子	副委員長
伊方町女性団体連絡会会長	中 田 八千代	
伊方町生活研究協議会会長	菊 池 あい子	
副町長	濱 松 爲 俊	委員長
教育委員会事務局長	大 野 金 能	
産業課長	兵 頭 達 也	
保健福祉課長	坂 本 明 仁	

### 【アドバイザー】

(敬称略)

八幡浜保健所	富 谷 純 子	
八幡浜支局地域農業室	藤 田 玉 枝	



伊方町イメージキャラクター

**サウジデー**

## 第2次伊方町食育推進計画

---

(平成30～34 (2022) 年度)

平成30年3月発行

編集：伊方町中央保健センター（保健福祉課）

〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦866 番地

電話番号：0894-38-1811(直通) F A X 番号：0894-38-0466

伊方町ホームページ：http://www.town.ikata.ehime.jp